

事業主の皆さまへ

労働安全衛生関係の一部の手続の 電子申請が義務化されます

2025年1月1日より以下の手続について、
電子申請が原則義務化されます

- 労働者死傷病報告
- 総括安全衛生管理者/安全管理者/衛生管理者/産業医の選任報告
- 定期健康診断結果報告
- 心理的な負担の程度を把握するための検査結果等報告
- 有害な業務に係る歯科健康診断結果報告
- 有機溶剤等健康診断結果報告
- じん肺健康管理実施状況報告

義務化されるもの以外にも...

- 足場/局所排気装置等の設置・移転・変更届
(労働安全衛生法第88条に基づく届出)
- 特定化学物質など各種特殊健康診断結果報告
- 特定元方事業者の事業開始報告

など多くの届出等が電子申請可能です



https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/denshishinsei.html

電子申請の詳細は
こちらからご確認ください。

電子申請をご利用いただくと、労働基準監督署へ来署せずに手続きすることができます。

- 時間や場所にとらわれずに手続きが可能
- スマホやタブレット、パソコン上だけで手続きが完了
- 電子署名・電子証明書の添付は不要

ぜひ電子申請をご利用ください！



厚生労働省労働基準局
広報キャラクター たしかめたん



厚生労働省 ・ 都道府県労働局 ・ 労働基準監督署
Ministry of Health, Labour and Welfare

雇用・労働

労働局・労働基準監督署への 申請・届出はオンラインをご 活用ください

[労働条件に関する届出について（労働基準法など）](#)

[安全衛生に関する申請・届出について](#)

[労働保険に関する届出について](#)

電子申請をご利用いただくと、労働局・労働基準監督署へ来庁せずに手続きすることができます。

時間や場所にとらわれずに手続きが可能

パソコン上だけで手続きが完了

電子署名・電子証明書の添付は不要（一部手続きを除く）

ぜひ電子申請をご活用ください！

[電子申請のログインはこちらから](#)

電子申請の始め方

電子申請は次の3ステップで始めることができます！

STEP 1

① e-Govアカウント登録
(GビズID利用可能)



STEP 2

② ブラウザの設定



STEP 3

③ アプリケーションの
インストール



労働条件に関する届出について（労働基準法など）

「36協定」「就業規則」など、労働条件に関する届出（労働基準法等）についてはこちら

[労働基準法等の規定に基づく届出等の電子申請について](#) 

[ページの先頭へ戻る](#)

安全衛生に関する申請・届出について

「労働者死傷病報告」「健康診断結果報告」「足場/局所排気装置等の設置・移転・変更届（労働安全衛生法第88条に基づく届出）」など、安全衛生に関する申請や届出の電子申請については、以下をご確認ください。

 [\[389KB\]](#)  労働安全衛生関係の一部の手續の電子申請が義務化されます

 [\[51KB\]](#)  電子申請可能な手続きはこちら

 [社会保険労務士等が労働安全衛生法等に基づく手続きについて電子申請により提出代行を行う場合の取扱いについて（令和3年9月30日付け基安計発0930第1号）](#)



[ページの先頭へ戻る](#)

労働保険に関する届出について

労働保険に関する申請や届出についてはこちら

[厚生労働省HPサイト](#) 

▶ [特設サイトはこちら](#)



ペパレス執事

基安計発 0930 第 1 号

令和 3 年 9 月 30 日

都道府県労働局労働基準部長 殿

厚生労働省労働基準局安全衛生部計画課長

(公 印 省 略)

社会保険労務士等が労働安全衛生法等に基づく手続について電子申請により
提出代行を行う場合の取扱いについて

今般、電子申請により提出代行を行う場合における手続の負担軽減を行うことにより、労働安全衛生法等に基づく手続の電子申請のさらなる利用促進を図る観点から、社会保険労務士又は社会保険労務士法人（以下「社会保険労務士等」という。）が電子申請により対象手続の提出代行を行う場合の取扱いを下記のとおり定め、本年 10 月 1 日から実施するので、都道府県労働局（以下「局」という。）及び労働基準監督署（以下「署」という。）における電子申請の審査の取扱いについて遺漏なきを期されたい。

また、下記第 1 及び第 2 については、別添のとおり、全国社会保険労務士会連合会に対し周知を行っているので、局においても、管内の都道府県社会保険労務士会に対して周知を図られたい。

なお、平成 29 年 11 月 27 日付け基政発 1127 第 1 号・基監発 1127 第 1 号・基安計発 1127 第 1 号「労働基準法等に基づく手続の電子申請に係る社会保険労務士等による提出代行における使用者等の電子署名等の省略について」については、本年 9 月 30 日をもって廃止する。

記

第 1 今般の変更の概要

第 2 の 1 に掲げる対象手続について、事業者又は労働者（以下「事業者等」という。）と社会保険労務士等との間に提出代行に関する契約があることを証明する書面及び社会保険労務士証票の写しを添付することにより、電子署名を行い、電子証明書を併せて送信することなく、社会保険労務士等が電子申請による提出代行を行うことを可能とすることとした。

本変更については、令和 3 年 10 月 1 日から実施する。

なお、本変更は社会保険労務士等が電子申請に関して提出代行を行う場合に関するものであり、社会保険労務士等が自らを事業者として電子申請を行う場合においては、本通知の対象ではないことに留意されたい。

第 2 社会保険労務士等が電子申請により提出代行を行う際における今後の対応

1 対象手続

労働安全衛生法、じん肺法、労働災害防止団体法、炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法及び作業環境測定法並びにこれらに基づく命令の規定に基づく申請や届出、報告等にかかる手続

2 添付する必要がある書類

(1)及び(2)のいずれも添付する必要があること。

(1) 提出代行に関する契約があることを証明する書面

提出代行に関する契約（以下「提出代行契約」という。）があることを証明する書面は、名称の如何にかかわらず、事業者等が自らの申請書等の提出に関する手続について、自らに代わって社会保険労務士等に行わせることが明らかであって、事業者等による記名等がなされ、かつ、電子申請による提出代行時において当該提出代行契約が有効であることを確認できる、次のア又はイの書面をいう。

ア 事業者等が社会保険労務士等に対して提出代行を委託したことを証明する証明書。ただし、当該証明の内容が電子申請による提出代行時において有効であることを、当該社会保険労務士等が証明したものに限り（別紙参考様式参照）。

イ 提出代行契約の契約書。ただし、電子申請による提出代行時において当該契約が有効であることを、社会保険労務士等が余白等において証明したものに限り。

(2) 社会保険労務士証票の写し

社会保険労務士証票の写しは、社会保険労務士法施行規則（昭和43年厚生省・労働省令第1号）に基づく社会保険労務士証票の写しをいう。

3 社会保険労務士等が電子申請に添付する際の留意事項

社会保険労務士等は、2の書類をPDF形式等で電磁的に提出書類に添付した上で、電子申請による提出代行を行う。

第3 局署における電子申請の審査

第2により行われた電子申請の局及び署における審査については、概ね通常の電子申請の審査と同様であるが、特に以下の事項に留意すること。

1 添付状況の確認

第2の2の書類を確認し、添付がない場合や閲覧できない状態となっている場合は、補正指示書を発出すること。

2 書類内容の確認

e-Gov上の基本情報の連絡先情報欄に入力されている社会保険労務士等の情報と第2の2の書類を照合し、齟齬がある場合には、補正指示書を発出すること。

なお、社会保険労務士等の氏名又は名称が旧字体であること等により一致しない場合は、この限りでない。

提出代行に関する証明書

年 月 日

○事業場名称※¹

※¹ 個人の場合は不要

○住所又は事業場所在地

○事業者等氏名※²

※² 個人の場合はその氏名

私は、下記の者に、労働社会保険諸法令に基づく申請書等の提出代行事務を委託していることを証します。

また、この証明書をもって、下記の者が提出代行して電子申請を行うことに同意します。

以上

○社会保険労務士氏名

○事務所（勤務先事業所）名称

○所在地

○登録番号

--	--	--	--	--	--	--	--

社 会 保 険 労 務 士 記 入 欄	この証明書は、今般の申請書等の提出に関する手続において有効であることを証します。 氏名
---------------------------	------------------------------------------------

社会保険労務士証票の写し（表面） を貼付	社会保険労務士証票の写し（裏面） を貼付 ※記載がある場合のみ
-------------------------	---------------------------------------

(別添)
基安計発 0930 第 2 号
令和 3 年 9 月 30 日

全国社会保険労務士会連合会会長 殿

厚生労働省労働基準局安全衛生部計画課長
(公印省略)

社会保険労務士等が労働安全衛生法等に基づく手続について電子申請により
提出代行を行う場合の取扱いについて

平素より、労働基準行政の推進に御理解、御協力を賜り、御礼申し上げます。

今般、電子申請により提出代行を行う場合における手続の負担軽減を行うことにより、労働安全衛生法等に基づく手続の電子申請のさらなる利用促進を図る観点から、社会保険労務士又は社会保険労務士法人（以下「社会保険労務士等」といいます。）が電子申請により対象手続の提出代行を行う場合の取扱いを下記のとおり定め、本年 10 月 1 日から実施することとしたので、その実施に当たり、各都道府県社会保険労務士会への周知につき、貴会の御協力を賜りますようお願い申し上げます。

併せて、労働安全衛生法等に基づく手続の電子申請につきまして、一層の御利用をお願い申し上げます。

記

第 1 今般の変更の概要

下記第 2 の 1 に掲げる対象手続について、事業者又は労働者（以下「事業者等」といいます。）と社会保険労務士等との間に提出代行に関する契約があることを証明する書面及び社会保険労務士証票の写しを添付することにより、電子署名を行い、電子証明書を併せて送信することなく、社会保険労務士等が電子申請による提出代行を行うことを可能とすることとします。

本変更につきましては、令和 3 年 10 月 1 日から実施します。

第 2 社会保険労務士等が電子申請により提出代行を行う際における今後の対応

1 対象手続

労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）、じん肺法（昭和 35 年法律第 30 号）、労働災害防止団体法（昭和 39 年法律第 118 号）、炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法（昭和 42 年法律第 92 号）及び作業環境測定法（昭和 50 年法律第 28 号）並びにこれらに基づく命令の規定に基づく申請や届出、報告等にかかる手続です。

2 添付する必要がある書類

(1)及び(2)のいずれも添付する必要があります。

(1) 提出代行に関する契約があることを証明する書面

提出代行に関する契約（以下「提出代行契約」といいます。）があることを証明する書面は、名称の如何にかかわらず、事業者等が自らの申請書等の提出に関する手続

について、自らに代わって社会保険労務士等に行わせることが明らかであって、事業者等による記名等がなされ、かつ、電子申請による提出代行時において当該提出代行契約が有効であることを確認できる、次のア又はイの書面をいいます。

ア 事業者等が社会保険労務士等に対して提出代行を委託したことを証明する証明書。ただし、当該証明の内容が電子申請による提出代行時において有効であることを、当該社会保険労務士等が証明したものに限り、具体的な記載事項につきましては、別紙を参考にしてください。ただし、当該記載事項すべてが記載されている場合には、別紙の様式に限るものではありません。

イ 提出代行契約の契約書。ただし、電子申請による提出代行時において当該契約が有効であることを、社会保険労務士等が余白などにおいて証明してください。

(2) 社会保険労務士証票の写し

社会保険労務士証票の写しは、社会保険労務士法施行規則（昭和43年厚生省・労働省令第1号）に基づく社会保険労務士証票の写しをいいます。

(3) (1)、(2)に係る書類については、電子申請時に、電子媒体（PDF形式等）で添付することにより提出する必要があります。また、電子媒体は、白黒で差し支えありません。

第3 留意事項

今回の対応は、電子申請の一層の利用促進の観点から、本年10月1日以降、事業者等が電子申請において電子署名を行い、電子証明書を併せて送信することが不要となる手続について、社会保険労務士等が社会保険労務士証票の写しを添付することにより、電子署名を行い、電子証明書を併せて送信することなく、電子申請による提出代行を行うことを可能とするものです。このため、本取扱いは、第2の1に掲げる対象手続に限られるものです。

提出代行に関する証明書

年 月 日

○事業場名称※¹

※¹ 個人の場合は不要

○住所又は事業場所在地

○事業者等氏名※²

※² 個人の場合はその氏名

私は、下記の者に、労働社会保険諸法令に基づく申請書等の提出代行事務を委託していることを証します。

また、この証明書をもって、下記の者が提出代行して電子申請を行うことに同意します。

以上

○社会保険労務士氏名

○事務所（勤務先事業所）名称

○所在地

○登録番号

--	--	--	--	--	--	--	--

社 会 保 険 労 務 士 記 入 欄	この証明書は、今般の申請書等の提出に関する手続において有効であることを証します。 氏名
---------------------------	----------------------------------------------------

社会保険労務士証票の写し（表面）
を貼付

社会保険労務士証票の写し（裏面）
を貼付
※記載がある場合のみ

電子申請が可能な労働安全衛生法等の手続一覧

令和6年1月現在

電子申請で手続する場合、e-Gov電子申請システムを開き、キーワードに「手続名」を入力して検索してください。

e-Gov電子申請システムURL : <http://shinsei.e-gov.go.jp/search/servlet/Procedure?CLASSNAME=GTAMSTSEARCH>

No	手続名	法令	条項	備考
1	労働安全衛生法第5条第2項の代表者の指名	労働安全衛生法	第5条第2項	公文書取得用 …行政からの命令・勧告・勧奨等に対して、公文書の発行を電子申請によって申し込むものです。
2	総括安全衛生管理者の業務の執行についての勧告(公文書取得用)	労働安全衛生法	第10条第3項	公文書取得用
3	総括安全衛生管理者の業務の執行についての勧告(報告書等提出用)	労働安全衛生法	第10条第3項	
4	安全管理者の増員又は解任命令	労働安全衛生法	第11条第2項	公文書取得用
5	衛生管理者の増員又は解任命令	労働安全衛生法	第12条第2項	公文書取得用
6	元方安全衛生管理者の増員又は解任命令	労働安全衛生法	第15条の2第2項	公文書取得用
7	統括安全衛生責任者の業務の執行についての勧告(公文書取得用)	労働安全衛生法	第15条第5項	公文書取得用
8	統括安全衛生責任者の業務の執行についての勧告(報告書等提出用)	労働安全衛生法	第15条第5項	
9	化学物質等による危険性又は有害性等の調査等に関する指針に係る指導(公文書取得用)	労働安全衛生法	第28条の2第3項	公文書取得用
10	化学物質等による危険性又は有害性等の調査等に関する指針に係る指導(報告書等提出用)	労働安全衛生法	第28条の2第3項	
11	健康障害を防止するための指針に係る指導(公文書取得用)	労働安全衛生法	第28条第4項	公文書取得用
12	健康障害を防止するための指針に係る指導(報告書等提出用)	労働安全衛生法	第28条第4項	
13	元方事業者の指名	労働安全衛生法	第30条の2第3項	公文書取得用
14	特定元方事業者の指名	労働安全衛生法	第30条第3項	公文書取得用
15	都道府県労働局長による機械等措置命令(公文書取得用)	労働安全衛生法	第43条の2	公文書取得用
16	都道府県労働局長による機械等措置命令(報告書等提出用)	労働安全衛生法	第43条の2	
17	検査業者名簿の閲覧(都道府県労働局宛)	労働安全衛生法	第54条の3第5項	
18	検査業者名簿の閲覧申請(厚生労働大臣宛)	労働安全衛生法	第54条の3第5項	
19	都道府県労働局長登録検査業者の登録取消又は業務停止命令	労働安全衛生法	第54条の6	公文書取得用
20	製造設備の修理等命令	労働安全衛生法	第56条第5項	公文書取得用
21	特定化学物質製造許可の取消	労働安全衛生法	第56条第6項	公文書取得用
22	施設の設置等勧告	労働安全衛生法	第57条の4第4項	公文書取得用
23	有害性調査の実施等の指示	労働安全衛生法	第57条の5第1項	公文書取得用
24	有害性調査の実施報告	労働安全衛生法	第57条の5第1項	公文書取得用
25	作業環境測定に係る指示(公文書取得用)	労働安全衛生法	第65条第5項	公文書取得用
26	作業環境測定に係る指示(報告書等提出用)	労働安全衛生法	第65条第5項	
27	作業環境測定指針に係る指導(公文書取得)	労働安全衛生法	第65条第4項	公文書取得用
28	作業環境測定指針に係る指導(報告書等提出)	労働安全衛生法	第65条第4項	
29	臨時の健康診断に係る指示	労働安全衛生法	第66条第4項	公文書取得用
30	健康管理手帳の交付申請	労働安全衛生法	第67条第1項	
31	労働基準監督署長による工事計画変更命令(勧告、指導)(公文書取得用)	労働安全衛生法	第88条第6項	公文書取得用
32	労働基準監督署長による工事計画変更命令(勧告、指導)(報告書等提出用)	労働安全衛生法	第88条第6項	
33	労働基準監督署長による工事着手差止め命令(公文書取得用)	労働安全衛生法	第88条第6項	公文書取得用
34	労働基準監督署長による工事着手差止め命令(報告書等提出用)	労働安全衛生法	第88条第6項	
35	労働基準監督署長による労働安全衛生法第88条第8項の規定に基づく勧告又は要請(公文書取得用)	労働安全衛生法	第88条第7項	公文書取得用
36	労働基準監督署長による労働安全衛生法第88条第8項の規定に基づく勧告又は要請(報告書等提出用)	労働安全衛生法	第88条第7項	
37	都道府県労働局長による労働安全衛生法第89条の2第2項の規定に基づく勧告又は要請(公文書取得用)	労働安全衛生法	第89条の2第2項	公文書取得用
38	都道府県労働局長による労働安全衛生法第89条の2第2項	労働安全衛生法	第89条の2第2項	
39	就業制限業務従事者に対する労働災害再発	労働安全衛生法	第99条の3第1項	公文書取得用
40	労働災害防止業務従事者に対する労働災害	労働安全衛生法	第99条の2第1項	公文書取得用
41	疫学的調査等の実施に関する報告又は書類の提出	労働安全衛生法	第108条の2第3項	
42	疫学的調査等の実施に関する報告又は書類提出要請	労働安全衛生法	第108条の2第3項	公文書取得用

電子申請が可能な労働安全衛生法等の手続一覧

令和6年1月現在

電子申請で手続する場合、e-Gov電子申請システムを開き、キーワードに「手続名」を入力して検索してください。

e-Gov電子申請システムURL : <http://shinsei.e-gov.go.jp/search/servlet/Procedure?CLASSNAME=GTAMSTSEARCH>

No	手続名	法令	条項	備考
43	共同企業体の代表者選任届	労働安全衛生規則	第1条第2項	
44	共同企業体の代表者変更届	労働安全衛生規則	第1条第3項	
45	総括安全衛生管理者の選任報告	労働安全衛生規則	第2条第2項	
46	安全管理者の選任報告	労働安全衛生規則	第4条第2項	
47	労働安全衛生規則第4条第1項第3号の規定に基づく事業場の指定	労働安全衛生規則	第4条第1項第3号	
48	衛生管理者の選任報告	労働安全衛生規則	第7条第2項	
49	共同衛生管理者の選任勧告	労働安全衛生規則	第9条	
50	産業医の選任特例許可申請	労働安全衛生規則	第13条第3項	
51	産業医の選任報告	労働安全衛生規則	第13条第2項	
52	新規化学物質製造又は輸入届	労働安全衛生規則	第34条の4	
53	労働安全衛生法に基づく少量新規化学物質の製造又は輸入に係る厚生労働大臣の確認申	労働安全衛生規則	第34条の5・10・11	
54	労働者が新規化学物質にさらされるおそれがない旨の厚生労働大臣の確認の取消	労働安全衛生規則	第34条の7	公文書取得用
55	指定事業場等における安全衛生教育の実施結果報告	労働安全衛生規則	第40条の3第2項	
56	健康診断結果報告	労働安全衛生規則	第52条	産業医による電子署名が必要
57	心理的な負担の程度を把握するための検査結果等報告	労働安全衛生規則	第52条の21	産業医による電子署名が必要
58	健康管理手帳の交付を受ける者に対する勧告	労働安全衛生規則	第55条	公文書取得用
59	健康管理手帳の交付を受ける者に対する通知	労働安全衛生規則	第56条	公文書取得用
60	健康管理手帳所持者の健康診断実施報告(クロム酸等)	労働安全衛生規則	第57条第3項	
61	健康管理手帳所持者の健康診断実施報告(コールドタール)	労働安全衛生規則	第57条第3項	
62	健康管理手帳所持者の健康診断実施報告(じん肺)	労働安全衛生規則	第57条第3項	
63	健康管理手帳所持者の健康診断実施報告(ビス(クロロメチル)エーテル)	労働安全衛生規則	第57条第3項	
64	健康管理手帳所持者の健康診断実施報告(ベリリウム)	労働安全衛生規則	第57条第3項	
65	健康管理手帳所持者の健康診断実施報告(ベンジジン等)	労働安全衛生規則	第57条第3項	
66	健康管理手帳所持者の健康診断実施報告(ベンソトリクロリド)	労働安全衛生規則	第57条第3項	
67	健康管理手帳所持者の健康診断実施報告(塩化ビニル)	労働安全衛生規則	第57条第3項	
68	健康管理手帳所持者の健康診断実施報告(三酸化砒素)	労働安全衛生規則	第57条第3項	
69	健康管理手帳所持者の健康診断実施報告(石)	労働安全衛生規則	第57条第3項	
70	健康管理手帳の書替申請	労働安全衛生規則	第58条	
71	健康管理手帳再交付申請	労働安全衛生規則	第59条第1項	
72	健康管理手帳返還届	労働安全衛生規則	第59条第3項、第60条	
73	快適職場環境形成計画認定申請	労働安全衛生規則	第61条の3	
74	建設工事快適職場環境形成計画認定申請	労働安全衛生規則	第61条の3	
75	ガス溶接作業主任者免許の試験合格に係る新規交付申請	労働安全衛生規則	第62条	
76	ガス溶接作業主任者免許の試験免除に係る新規交付申請	労働安全衛生規則	第62条	
77	衛生管理者免許(1)第一種衛生管理者免許(2)第二種衛生管理者免許の試験合格に係る新規交付申請	労働安全衛生規則	第62条	
78	衛生管理者免許(1)第一種衛生管理者免許の試験免除に係る新規交付申請	労働安全衛生規則	第62条	
79	衛生工学衛生管理者免許の試験免除に係る新規交付申請	労働安全衛生規則	第62条	
80	発破技士免許の試験合格に係る新規交付申請	労働安全衛生規則	第62条	
81	揚貨装置運転士免許の試験合格に係る新規交付申請	労働安全衛生規則	第62条	
82	揚貨装置運転士免許の試験免除に係る新規交付申請	労働安全衛生規則	第62条	
83	林業架線作業主任者免許の試験合格に係る新規交付申請	労働安全衛生規則	第62条	
84	林業架線作業主任者免許の試験免除に係る新規交付申請	労働安全衛生規則	第62条	
85	労働安全衛生法に基づく免許証の再交付申請	労働安全衛生規則	第67条第1項	
86	労働安全衛生法に基づく免許証の書替え申請	労働安全衛生規則	第67条第2項	

電子申請が可能な労働安全衛生法等の手続一覧

令和6年1月現在

電子申請で手続する場合、e-Gov電子申請システムを開き、キーワードに「手続名」を入力して検索してください。

e-Gov電子申請システムURL : <http://shinsei.e-gov.go.jp/search/servlet/Procedure?CLASSNAME=GTAMSTSEARCH>

No	手続名	法令	条項	備考
87	労働安全衛生法に基づく免許証の返還	労働安全衛生規則	第68条	
88	Aセチレン溶接装置の設置・移転・変更届	労働安全衛生規則	第86条	
89	ガス集合溶接装置の設置・移転・変更届	労働安全衛生規則	第86条	
90	鉛則第2条、第5条から第15条まで及び第17条から第20条までに規定する鉛等又は焼結鉍等の粉じんの発散源を密閉する設備又は局所排気装置の設置・移転・変更届	労働安全衛生規則	第86条	
91	化学設備の設置・移転・変更届	労働安全衛生規則	第86条	
92	架設通路の設置・移転・変更届	労働安全衛生規則	第86条	
93	乾燥設備の設置・移転・変更届	労働安全衛生規則	第86条	
94	軌道装置の設置・移転・変更届	労働安全衛生規則	第86条	
95	金属その他の鉍物の溶解炉の設置・移転・変更届	労働安全衛生規則	第86条	
96	型わく支保工の設置・移転・変更届	労働安全衛生規則	第86条	
97	事務所衛生基準規則第5条の空気調和設備又は機械換気設備で中央管理方式のもの設置・移転・変更届	労働安全衛生規則	第86条	
98	足場の設置・移転・変更届	労働安全衛生規則	第86条	
99	電離則第15条第1項の放射線装置(放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律第12条の5第2項に規定する表示付認証機器又は同条第3項に規定する表示付特定認証機器を除く。)、同項の放射線装置室、電離則第22条第2項の放射線物質取扱作業室又は電離則第2条第2項の放射線物質に係る貯蔵施設の設置・移転・変更届	労働安全衛生規則	第86条	
100	動力プレスの設置・移転・変更届	労働安全衛生規則	第86条	
101	特化則第2条第1項第1号に掲げる第一類物質又は特化則第4条第1項の特定第二類物質等を製造する設備の設置・移転・変更届	労働安全衛生規則	第86条	
102	特定第二類物質又は特化則第2条第1項第5号に掲げる管理第二類物質のガス、蒸気又は粉じんが発散する屋内作業場に設ける発散抑制の設備の設置・移転・変更届	労働安全衛生規則	第86条	
103	粉じん則第4条又は第27条第1項ただし書きの規定により設ける局所排気装置又はプッシュプル型換気装置の設置・移転・変更届	労働安全衛生規則	第86条	
104	粉じん則別表第2条第6号及び第8号に掲げる特定粉じん発生源を有する機械又は設備並びに同表第14号の型ばらし装置の設置・移転・変更届	労働安全衛生規則	第86条	
105	有機則第5条又は第6条の有機溶剤の蒸気が発散源を密閉する設備、局所排気装置、プッシュプル型換気装置又は全体換気装置の設置・移転・変更届	労働安全衛生規則	第86条	
106	令第15条第10号の特定化学設備及びその付属設備の設置・移転・変更届	労働安全衛生規則	第86条	
107	令別表第5第2号に掲げる業務に用いる機械又は装置の設置・移転・変更届	労働安全衛生規則	第86条	
108	建設工事計画届(労働基準監督署長あて)	労働安全衛生規則	第91条	
109	土石採取計画届	労働安全衛生規則	第92条	
110	都道府県労働局長による技術上の審査に係る審査委員の指名	労働安全衛生規則	第94条の4	公文書取得用
111	都道府県労働局長による技術上の審査に係る審査委員候補者の委嘱(公文書取得用)	労働安全衛生規則	第94条の4	公文書取得用
112	都道府県労働局長による技術上の審査に係る審査委員候補者の委嘱(承諾書提出用)	労働安全衛生規則	第94条の4	
113	有害物ばく露作業報告	労働安全衛生規則	第95条の6	
114	労働安全衛生法による事故報告	労働安全衛生規則	第96条第1項	
115	労働者死傷病報告(休業4日未満)	労働安全衛生規則	第97条第2項	
116	労働者死傷病報告(死亡及び休業4日以上)	労働安全衛生規則	第97条第1項	
117	特定元方事業者の事業開始報告	労働安全衛生規則	第664条	
118	ボイラーの製造許可申請	ボイラー及び圧力容器安全規則	第3条	
119	ボイラーの製造許可に係る変更報告	ボイラー及び圧力容器安全規則	第4条	
120	ボイラーの構造検査申請(伝熱面積700平方メートル以上)	ボイラー及び圧力容器安全規則	第5条・第5条の2	
121	ボイラーの構造検査申請(伝熱面積500平方メートル以上700平方メートル未満)	ボイラー及び圧力容器安全規則	第5条・第5条の2	
122	ボイラーの構造検査申請(伝熱面積300平方メートル以上500平方メートル未満)	ボイラー及び圧力容器安全規則	第5条・第5条の2	

電子申請が可能な労働安全衛生法等の手続一覧

令和6年1月現在

電子申請で手続する場合、e-Gov電子申請システムを開き、キーワードに「手続名」を入力して検索してください。

e-Gov電子申請システムURL：<http://shinsei.e-gov.go.jp/search/servlet/Procedure?CLASSNAME=GTAMSTSEARCH>

No	手続名	法令	条項	備考
123	ボイラーの構造検査申請(伝熱面積200平方メートル以上300平方メートル未満)	ボイラー及び圧力容器安全規則	第5条・第5条の2	
124	ボイラーの構造検査申請(伝熱面積100平方メートル以上200平方メートル未満)	ボイラー及び圧力容器安全規則	第5条・第5条の2	
125	ボイラーの構造検査申請(伝熱面積40平方メートル以上100平方メートル未満)	ボイラー及び圧力容器安全規則	第5条・第5条の2	
126	ボイラーの構造検査申請(伝熱面積10平方メートル以上40平方メートル未満)	ボイラー及び圧力容器安全規則	第5条・第5条の2	
127	ボイラーの構造検査申請(伝熱面積5平方メートル以上10平方メートル未満)	ボイラー及び圧力容器安全規則	第5条・第5条の2	
128	ボイラーの構造検査申請(伝熱面積5平方メートル未満)	ボイラー及び圧力容器安全規則	第5条・第5条の2	
129	ボイラーの溶接検査申請(鏡板、管板、天井板、炉筒又は火室のみを溶接する場合 最大内径1メートル以上)	ボイラー及び圧力容器安全規則	第7条・第7条の2	
130	ボイラーの溶接検査申請(鏡板、管板、天井板、炉筒又は火室のみを溶接する場合 最大内径0.5メートル以上1メートル未満)	ボイラー及び圧力容器安全規則	第7条・第7条の2	
131	ボイラーの溶接検査申請(鏡板、管板、天井板、炉筒又は火室のみを溶接する場合 最大内径0.5メートル未満)	ボイラー及び圧力容器安全規則	第7条・第7条の2	
132	ボイラーの溶接検査申請(胴又は管寄せを溶接する場合 長さ10メートル以上 最大内径1メートル以上)	ボイラー及び圧力容器安全規則	第7条・第7条の2	
133	ボイラーの溶接検査申請(胴又は管寄せを溶接する場合 長さ10メートル以上 最大内径0.5メートル以上1メートル未満)	ボイラー及び圧力容器安全規則	第7条・第7条の2	
134	ボイラーの溶接検査申請(胴又は管寄せを溶接する場合 長さ10メートル以上 最大内径0.5メートル未満)	ボイラー及び圧力容器安全規則	第7条・第7条の2	
135	ボイラーの溶接検査申請(胴又は管寄せを溶接する場合 長さ5メートル以上10メートル未満 最大内径1メートル以上)	ボイラー及び圧力容器安全規則	第7条・第7条の2	
136	ボイラーの溶接検査申請(胴又は管寄せを溶接する場合 長さ5メートル以上10メートル未満 最大内径0.5メートル以上1メートル未満)	ボイラー及び圧力容器安全規則	第7条・第7条の2	
137	ボイラーの溶接検査申請(胴又は管寄せを溶接する場合 長さ5メートル以上10メートル未満 最大内径0.5メートル未満)	ボイラー及び圧力容器安全規則	第7条・第7条の2	
138	ボイラーの溶接検査申請(胴又は管寄せを溶接する場合 長さ5メートル未満 最大内径1メートル以上)	ボイラー及び圧力容器安全規則	第7条・第7条の2	
139	ボイラーの溶接検査申請(胴又は管寄せを溶接する場合 長さ5メートル未満 最大内径0.5メートル以上1メートル未満)	ボイラー及び圧力容器安全規則	第7条・第7条の2	
140	ボイラーの溶接検査申請(胴又は管寄せを溶接する場合 長さ5メートル未満 最大内径0.5メートル未満)	ボイラー及び圧力容器安全規則	第7条・第7条の2	
141	ボイラーの設置届	ボイラー及び圧力容器安全規則	第10条	
142	移動式ボイラーの設置報告	ボイラー及び圧力容器安全規則	第11条	
143	ボイラーの使用検査申請(伝熱面積700平方メートル以上)	ボイラー及び圧力容器安全規則	第12条・12条の2	
144	ボイラーの使用検査申請(伝熱面積500平方メートル以上700平方メートル未満)	ボイラー及び圧力容器安全規則	第12条・12条の2	
145	ボイラーの使用検査申請(伝熱面積300平方メートル以上500平方メートル未満)	ボイラー及び圧力容器安全規則	第12条・12条の2	
146	ボイラーの使用検査申請(伝熱面積200平方メートル以上300平方メートル未満)	ボイラー及び圧力容器安全規則	第12条・12条の2	
147	ボイラーの使用検査申請(伝熱面積100平方メートル以上200平方メートル未満)	ボイラー及び圧力容器安全規則	第12条・12条の2	
148	ボイラーの使用検査申請(伝熱面積40平方メートル以上100平方メートル未満)	ボイラー及び圧力容器安全規則	第12条・12条の2	
149	ボイラーの使用検査申請(伝熱面積10平方メートル以上40平方メートル未満)	ボイラー及び圧力容器安全規則	第12条・12条の2	
150	ボイラーの使用検査申請(伝熱面積5平方メートル以上10平方メートル未満)	ボイラー及び圧力容器安全規則	第12条・12条の2	
151	ボイラーの使用検査申請(伝熱面積5平方メートル未満)	ボイラー及び圧力容器安全規則	第12条・12条の2	

電子申請が可能な労働安全衛生法等の手続一覧

令和6年1月現在

電子申請で手続する場合、e-Gov電子申請システムを開き、キーワードに「手続名」を入力して検索してください。

e-Gov電子申請システムURL : <http://shinsei.e-gov.go.jp/search/servlet/Procedure?CLASSNAME=GTAMSTSEARCH>

No	手続名	法令	条項	備考
152	ボイラーの落成検査申請(水管ボイラー 伝熱面積500平方メートル以上)	ボイラー及び圧力容器安全規則	第14条	
153	ボイラーの落成検査申請(水管ボイラー 伝熱面積300平方メートル以上500平方メートル未満)	ボイラー及び圧力容器安全規則	第14条	
154	ボイラーの落成検査申請(水管ボイラー 伝熱面積100平方メートル以上300平方メートル未満)	ボイラー及び圧力容器安全規則	第14条	
155	ボイラーの落成検査申請(水管ボイラー 伝熱面積100平方メートル未満)	ボイラー及び圧力容器安全規則	第14条	
156	ボイラーの落成検査申請(水管ボイラー以外のボイラー 伝熱面積100平方メートル以上)	ボイラー及び圧力容器安全規則	第14条	
157	ボイラーの落成検査申請(水管ボイラー以外のボイラー 伝熱面積40平方メートル以上100平方メートル未満)	ボイラー及び圧力容器安全規則	第14条	
158	ボイラーの落成検査申請(水管ボイラー以外のボイラー 伝熱面積40平方メートル未満)	ボイラー及び圧力容器安全規則	第14条	
159	ボイラー検査証の再交付申請	ボイラー及び圧力容器安全規則	第15条第2項	
160	ボイラー検査証の書替え申請	ボイラー及び圧力容器安全規則	第15条第2項	
161	移動式ボイラー検査証の再交付申請	ボイラー及び圧力容器安全規則	第15条第2項	
162	ボイラーの性能検査申請(伝熱面積700平方メートル以上)	ボイラー及び圧力容器安全規則	第39条	
163	ボイラーの性能検査申請(伝熱面積500平方メートル以上700平方メートル未満)	ボイラー及び圧力容器安全規則	第39条	
164	ボイラーの性能検査申請(伝熱面積300平方メートル以上500平方メートル未満)	ボイラー及び圧力容器安全規則	第39条	
165	ボイラーの性能検査申請(伝熱面積200平方メートル以上300平方メートル未満)	ボイラー及び圧力容器安全規則	第39条	
166	ボイラーの性能検査申請(伝熱面積100平方メートル以上200平方メートル未満)	ボイラー及び圧力容器安全規則	第39条	
167	ボイラーの性能検査申請(伝熱面積40平方メートル以上100平方メートル未満)	ボイラー及び圧力容器安全規則	第39条	
168	ボイラーの性能検査申請(伝熱面積10平方メートル以上40平方メートル未満)	ボイラー及び圧力容器安全規則	第39条	
169	ボイラーの性能検査申請(伝熱面積5平方メートル以上10平方メートル未満)	ボイラー及び圧力容器安全規則	第39条	
170	ボイラーの性能検査申請(伝熱面積5平方メートル未満)	ボイラー及び圧力容器安全規則	第39条	
171	ボイラーの2年連続運転の認定申請	ボイラー及び圧力容器安全規則	第40条第1項但し書き	
172	ボイラーの2年連続運転の認定の更新申請	ボイラー及び圧力容器安全規則	第40条第1項但し書き	
173	ボイラーの2年連続運転の変更の認定申請	ボイラー及び圧力容器安全規則	第40条第1項但し書き	
174	ボイラーの4年連続運転の認定申請	ボイラー及び圧力容器安全規則	第40条第1項但し書き	
175	ボイラーの4年連続運転の認定の更新申請	ボイラー及び圧力容器安全規則	第40条第1項但し書き	
176	ボイラーの4年連続運転の変更の認定申請	ボイラー及び圧力容器安全規則	第40条第1項但し書き	
177	ボイラーの変更届	ボイラー及び圧力容器安全規則	第41条	
178	ボイラーの変更検査申請(溶接によらない変更 水管ボイラー 伝熱面積100平方メートル以上)	ボイラー及び圧力容器安全規則	第42条	
179	ボイラーの変更検査申請(溶接によらない変更 水管ボイラー 伝熱面積100平方メートル未満)	ボイラー及び圧力容器安全規則	第42条	
180	ボイラーの変更検査申請(溶接によらない変更 水管ボイラー以外のボイラー 伝熱面積40平方メートル以上)	ボイラー及び圧力容器安全規則	第42条	
181	ボイラーの変更検査申請(溶接によらない変更 水管ボイラー以外のボイラー 伝熱面積40平方メートル未満)	ボイラー及び圧力容器安全規則	第42条	
182	ボイラーの変更検査申請(溶接による変更 水管ボイラー 伝熱面積100平方メートル以上)	ボイラー及び圧力容器安全規則	第42条	
183	ボイラーの変更検査申請(溶接による変更 水管ボイラー 伝熱面積100平方メートル未満)	ボイラー及び圧力容器安全規則	第42条	
184	ボイラーの変更検査申請(溶接による変更 水管ボイラー以外のボイラー 伝熱面積40平方メートル以上)	ボイラー及び圧力容器安全規則	第42条	
185	ボイラーの変更検査申請(溶接による変更 水管ボイラー以外のボイラー 伝熱面積40平方メートル未満)	ボイラー及び圧力容器安全規則	第42条	

電子申請が可能な労働安全衛生法等の手続一覧

令和6年1月現在

電子申請で手続する場合、e-Gov電子申請システムを開き、キーワードに「手続名」を入力して検索してください。

e-Gov電子申請システムURL：<http://shinsei.e-gov.go.jp/search/servlet/Procedure?CLASSNAME=GTAMSTSEARCH>

No	手続名	法令	条項	備考
186	移動式ボイラー検査証の書替え申請	ボイラー及び圧力容器安全規則	第44条	
187	ボイラーの使用休止報告	ボイラー及び圧力容器安全規則	第45条	
188	ボイラーの使用再開検査申請(伝熱面積700平方メートル以上)	ボイラー及び圧力容器安全規則	第46条	
189	ボイラーの使用再開検査申請(伝熱面積500平方メートル以上700平方メートル未満)	ボイラー及び圧力容器安全規則	第46条	
190	ボイラーの使用再開検査申請(伝熱面積300平方メートル以上500平方メートル未満)	ボイラー及び圧力容器安全規則	第46条	
191	ボイラーの使用再開検査申請(伝熱面積200平方メートル以上300平方メートル未満)	ボイラー及び圧力容器安全規則	第46条	
192	ボイラーの使用再開検査申請(伝熱面積100平方メートル以上200平方メートル未満)	ボイラー及び圧力容器安全規則	第46条	
193	ボイラーの使用再開検査申請(伝熱面積40平方メートル以上100平方メートル未満)	ボイラー及び圧力容器安全規則	第46条	
194	ボイラーの使用再開検査申請(伝熱面積10平方メートル以上40平方メートル未満)	ボイラー及び圧力容器安全規則	第46条	
195	ボイラーの使用再開検査申請(伝熱面積5平方メートル以上10平方メートル未満)	ボイラー及び圧力容器安全規則	第46条	
196	ボイラーの使用再開検査申請(伝熱面積5平方メートル未満)	ボイラー及び圧力容器安全規則	第46条	
197	ボイラー検査証の返還	ボイラー及び圧力容器安全規則	第48条	
198	移動式ボイラー検査証の返還	ボイラー及び圧力容器安全規則	第48条	
199	第一種圧力容器の製造許可申請	ボイラー及び圧力容器安全規則	第49条	
200	第一種圧力容器の製造許可に係る変更報告	ボイラー及び圧力容器安全規則	第50条	
201	第一種圧力容器の構造検査申請(内容積60立方メートル以上)	ボイラー及び圧力容器安全規則	第51条・第51条の2	
202	第一種圧力容器の構造検査申請(内容積30立方メートル以上60立方メートル未満)	ボイラー及び圧力容器安全規則	第51条・第51条の2	
203	第一種圧力容器の構造検査申請(内容積10立方メートル以上30立方メートル未満)	ボイラー及び圧力容器安全規則	第51条・第51条の2	
204	第一種圧力容器の構造検査申請(内容積5立方メートル以上10立方メートル未満)	ボイラー及び圧力容器安全規則	第51条・第51条の2	
205	第一種圧力容器の構造検査申請(内容積2立方メートル以上5立方メートル未満)	ボイラー及び圧力容器安全規則	第51条・第51条の2	
206	第一種圧力容器の構造検査申請(内容積1立方メートル以上2立方メートル未満)	ボイラー及び圧力容器安全規則	第51条・第51条の2	
207	第一種圧力容器の構造検査申請(内容積0.5立方メートル以上1立方メートル未満)	ボイラー及び圧力容器安全規則	第51条・第51条の2	
208	第一種圧力容器の構造検査申請(内容積0.5立方メートル未満)	ボイラー及び圧力容器安全規則	第51条・第51条の2	
209	第一種圧力容器の溶接検査申請(鏡板、底板、管板又はふた板のみを溶接する場合 最大内径1メートル以上)	ボイラー及び圧力容器安全規則	第53条・第53条の2	
210	第一種圧力容器の溶接検査申請(鏡板、底板、管板又はふた板のみを溶接する場合 最大内径0.5メートル以上1メートル未満)	ボイラー及び圧力容器安全規則	第53条・第53条の2	
211	第一種圧力容器の溶接検査申請(鏡板、底板、管板又はふた板のみを溶接する場合 最大内径0.5メートル未満)	ボイラー及び圧力容器安全規則	第53条・第53条の2	
212	第一種圧力容器の溶接検査申請(胴を溶接する場合 長さ10メートル以上 最大内径1メートル以上)	ボイラー及び圧力容器安全規則	第53条・第53条の2	
213	第一種圧力容器の溶接検査申請(胴を溶接する場合 長さ10メートル以上 最大内径0.5メートル以上1メートル未満)	ボイラー及び圧力容器安全規則	第53条・第53条の2	
214	第一種圧力容器の溶接検査申請(胴を溶接する場合 長さ10メートル以上 最大内径0.5メートル未満)	ボイラー及び圧力容器安全規則	第53条・第53条の2	
215	第一種圧力容器の溶接検査申請(胴を溶接する場合 長さ5メートル以上10メートル未満 最大内径1メートル以上)	ボイラー及び圧力容器安全規則	第53条・第53条の2	
216	第一種圧力容器の溶接検査申請(胴を溶接する場合 長さ5メートル以上10メートル未満 最大内径0.5メートル以上1メートル未満)	ボイラー及び圧力容器安全規則	第53条・第53条の2	
217	第一種圧力容器の溶接検査申請(胴を溶接する場合 長さ5メートル以上10メートル未満 最大内径0.5メートル未満)	ボイラー及び圧力容器安全規則	第53条・第53条の2	

電子申請が可能な労働安全衛生法等の手続一覧

令和6年1月現在

電子申請で手続する場合、e-Gov電子申請システムを開き、キーワードに「手続名」を入力して検索してください。

e-Gov電子申請システムURL: <http://shinsei.e-gov.go.jp/search/servlet/Procedure?CLASSNAME=GTAMSTSEARCH>

No	手続名	法令	条項	備考
218	第一種圧力容器の溶接検査申請(胴を溶接する場合 長さ5メートル未満 最大内径1メートル以上)	ボイラー及び圧力容器安全規則	第53条・第53条の2	
219	第一種圧力容器の溶接検査申請(胴を溶接する場合 長さ5メートル未満 最大内径0.5メートル以上1メートル未満)	ボイラー及び圧力容器安全規則	第53条・第53条の2	
220	第一種圧力容器の溶接検査申請(胴を溶接する場合 長さ5メートル未満 最大内径0.5メートル未満)	ボイラー及び圧力容器安全規則	第53条・第53条の2	
221	第一種圧力容器の設置届	ボイラー及び圧力容器安全規則	第56条	
222	第一種圧力容器の使用検査申請(内容積60立方メートル以上)	ボイラー及び圧力容器安全規則	第57条・第57条の2	
223	第一種圧力容器の使用検査申請(内容積30立方メートル以上60立方メートル未満)	ボイラー及び圧力容器安全規則	第57条・第57条の2	
224	第一種圧力容器の使用検査申請(内容積10立方メートル以上30立方メートル未満)	ボイラー及び圧力容器安全規則	第57条・第57条の2	
225	第一種圧力容器の使用検査申請(内容積5立方メートル以上10立方メートル未満)	ボイラー及び圧力容器安全規則	第57条・第57条の2	
226	第一種圧力容器の使用検査申請(内容積2立方メートル以上5立方メートル未満)	ボイラー及び圧力容器安全規則	第57条・第57条の2	
227	第一種圧力容器の使用検査申請(内容積1立方メートル以上2立方メートル未満)	ボイラー及び圧力容器安全規則	第57条・第57条の2	
228	第一種圧力容器の使用検査申請(内容積0.5立方メートル以上1立方メートル未満)	ボイラー及び圧力容器安全規則	第57条・第57条の2	
229	第一種圧力容器の使用検査申請(内容積0.5立方メートル未満)	ボイラー及び圧力容器安全規則	第57条・第57条の2	
230	第一種圧力容器の落成検査申請(内容積5立方メートル以上)	ボイラー及び圧力容器安全規則	第59条	
231	第一種圧力容器の落成検査申請(内容積5立方メートル未満)	ボイラー及び圧力容器安全規則	第59条	
232	第一種圧力容器検査証の再交付申請	ボイラー及び圧力容器安全規則	第60条第2項	
233	第一種圧力容器の性能検査申請(内容積60立方メートル以上)	ボイラー及び圧力容器安全規則	第74条	
234	第一種圧力容器の性能検査申請(内容積30立方メートル以上60立方メートル未満)	ボイラー及び圧力容器安全規則	第74条	
235	第一種圧力容器の性能検査申請(内容積10立方メートル以上30立方メートル未満)	ボイラー及び圧力容器安全規則	第74条	
236	第一種圧力容器の性能検査申請(内容積5立方メートル以上10立方メートル未満)	ボイラー及び圧力容器安全規則	第74条	
237	第一種圧力容器の性能検査申請(内容積2立方メートル以上5立方メートル未満)	ボイラー及び圧力容器安全規則	第74条	
238	第一種圧力容器の性能検査申請(内容積1立方メートル以上2立方メートル未満)	ボイラー及び圧力容器安全規則	第74条	
239	第一種圧力容器の性能検査申請(内容積0.5立方メートル以上1立方メートル未満)	ボイラー及び圧力容器安全規則	第74条	
240	第一種圧力容器の性能検査申請(内容積0.5立方メートル未満)	ボイラー及び圧力容器安全規則	第74条	
241	第一種圧力容器の変更届	ボイラー及び圧力容器安全規則	第76条	
242	第一種圧力容器の変更検査申請(溶接によらない変更 内容積5立方メートル以上)	ボイラー及び圧力容器安全規則	第77条	
243	第一種圧力容器の変更検査申請(溶接によらない変更 内容積5立方メートル未満)	ボイラー及び圧力容器安全規則	第77条	
244	第一種圧力容器の変更検査申請(溶接による変更 内容積5立方メートル以上)	ボイラー及び圧力容器安全規則	第77条	
245	第一種圧力容器の変更検査申請(溶接による変更 内容積5立方メートル未満)	ボイラー及び圧力容器安全規則	第77条	
246	第一種圧力容器検査証の書替え申請	ボイラー及び圧力容器安全規則	第79条	
247	第一種圧力容器の使用休止報告	ボイラー及び圧力容器安全規則	第80条	
248	第一種圧力容器の使用再開検査申請(内容積60立方メートル以上)	ボイラー及び圧力容器安全規則	第81条	
249	第一種圧力容器の使用再開検査申請(内容積30立方メートル以上60立方メートル未満)	ボイラー及び圧力容器安全規則	第81条	
250	第一種圧力容器の使用再開検査申請(内容積10立方メートル以上30立方メートル未満)	ボイラー及び圧力容器安全規則	第81条	
251	第一種圧力容器の使用再開検査申請(内容積5立方メートル以上10立方メートル未満)	ボイラー及び圧力容器安全規則	第81条	
252	第一種圧力容器の使用再開検査申請(内容積2立方メートル以上5立方メートル未満)	ボイラー及び圧力容器安全規則	第81条	

電子申請が可能な労働安全衛生法等の手続一覧

令和6年1月現在

電子申請で手続する場合、e-Gov電子申請システムを開き、キーワードに「手続名」を入力して検索してください。

e-Gov電子申請システムURL：<http://shinsei.e-gov.go.jp/search/servlet/Procedure?CLASSNAME=GTAMSTSEARCH>

No	手続名	法令	条項	備考
253	第一種圧力容器の使用再開検査申請(内容積1立方メートル以上2立方メートル未満)	ボイラー及び圧力容器安全規則	第81条	
254	第一種圧力容器の使用再開検査申請(内容積0.5立方メートル以上1立方メートル未満)	ボイラー及び圧力容器安全規則	第81条	
255	第一種圧力容器の使用再開検査申請(内容積0.5立方メートル未満)	ボイラー及び圧力容器安全規則	第81条	
256	第一種圧力容器検査証の返還	ボイラー及び圧力容器安全規則	第83条	
257	小型ボイラーの設置報告	ボイラー及び圧力容器安全規則	第91条	
258	ボイラー技士免許(1)特級ボイラー技士免許(2)一級ボイラー技士免許(3)二級ボイラー技士免許の試験合格に係る新規交付申請	ボイラー及び圧力容器安全規則	第97条	
259	ボイラー技士免許(3)二級ボイラー技士免許の試験免除に係る新規交付申請	ボイラー及び圧力容器安全規則	第97条	
260	ボイラー溶接士免許(1)特別ボイラー溶接士免許(2)普通ボイラー溶接士免許の試験合格に係る新規交付申請	ボイラー及び圧力容器安全規則	第104条	
261	ボイラー溶接士免許(2)普通ボイラー溶接士免許の試験免除に係る新規交付申請	ボイラー及び圧力容器安全規則	第104条	
262	労働安全衛生法に基づく免許証の更新申請	ボイラー及び圧力容器安全規則	第107条	
263	ボイラー整備士免許の試験合格に係る新規交付申請	ボイラー及び圧力容器安全規則	第113条	
264	特定第一種圧力容器取扱作業主任者免許の試験免除に係る新規交付申請	ボイラー及び圧力容器安全規則	第119条	
265	クレーンの製造許可申請	クレーン等安全規則	第3条	
266	クレーンの製造許可に係る変更報告	クレーン等安全規則	第4条	
267	クレーンの設置届	クレーン等安全規則	第5条	
268	クレーンの落成検査申請(ジブクレーン(壁クレーンを除く)、橋型クレーン、ケーブルクレーン、アンローダ及び天井クレーン以外のクレーン 釣り上げ荷重200トン以上)	クレーン等安全規則	第6条	
269	クレーンの落成検査申請(ジブクレーン(壁クレーンを除く)、橋型クレーン、ケーブルクレーン、アンローダ及び天井クレーン以外のクレーン 釣り上げ荷重100トン以上200トン未満)	クレーン等安全規則	第6条	
270	クレーンの落成検査申請(ジブクレーン(壁クレーンを除く)、橋型クレーン、ケーブルクレーン、アンローダ及び天井クレーン以外のクレーン 釣り上げ荷重50トン以上100トン未満)	クレーン等安全規則	第6条	
271	クレーンの落成検査申請(ジブクレーン(壁クレーンを除く)、橋型クレーン、ケーブルクレーン、アンローダ及び天井クレーン以外のクレーン 釣り上げ荷重20トン以上50トン未満)	クレーン等安全規則	第6条	
272	クレーンの落成検査申請(ジブクレーン(壁クレーンを除く)、橋型クレーン、ケーブルクレーン、アンローダ及び天井クレーン以外のクレーン 釣り上げ荷重10トン以上20トン未満)	クレーン等安全規則	第6条	
273	クレーンの落成検査申請(ジブクレーン(壁クレーンを除く)、橋型クレーン、ケーブルクレーン、アンローダ及び天井クレーン以外のクレーン 釣り上げ荷重5トン以上10トン未満)	クレーン等安全規則	第6条	
274	クレーンの落成検査申請(ジブクレーン(壁クレーンを除く)、橋型クレーン、ケーブルクレーン、アンローダ及び天井クレーン以外のクレーン 釣り上げ荷重5トン未満)	クレーン等安全規則	第6条	
275	クレーンの落成検査申請(ジブクレーン(壁クレーンを除く)、橋型クレーン、ケーブルクレーン及びアンローダ 釣り上げ荷重1000トン以上)	クレーン等安全規則	第6条	
276	クレーンの落成検査申請(ジブクレーン(壁クレーンを除く)、橋型クレーン、ケーブルクレーン及びアンローダ 釣り上げ荷重500トン以上1000トン未満)	クレーン等安全規則	第6条	
277	クレーンの落成検査申請(ジブクレーン(壁クレーンを除く)、橋型クレーン、ケーブルクレーン及びアンローダ 釣り上げ荷重200トン以上500トン未満)	クレーン等安全規則	第6条	
278	クレーンの落成検査申請(ジブクレーン(壁クレーンを除く)、橋型クレーン、ケーブルクレーン及びアンローダ 釣り上げ荷重100トン以上200トン未満)	クレーン等安全規則	第6条	

電子申請が可能な労働安全衛生法等の手続一覧

令和6年1月現在

電子申請で手続する場合、e-Gov電子申請システムを開き、キーワードに「手続名」を入力して検索してください。

e-Gov電子申請システムURL: <http://shinsei.e-gov.go.jp/search/servlet/Procedure?CLASSNAME=GTAMSTSEARCH>

No	手続名	法令	条項	備考
279	クレーンの落成検査申請(ジブクレーン(壁クレーンを除く)、橋型クレーン、ケーブルクレーン及びアンローダ つり上げ荷重50トン以上100	クレーン等安全規則	第6条	
280	クレーンの落成検査申請(ジブクレーン(壁クレーンを除く)、橋型クレーン、ケーブルクレーン及びアンローダ つり上げ荷重20トン以上50ト	クレーン等安全規則	第6条	
281	クレーンの落成検査申請(ジブクレーン(壁クレーンを除く)、橋型クレーン、ケーブルクレーン及びアンローダ つり上げ荷重10トン以上20ト	クレーン等安全規則	第6条	
282	クレーンの落成検査申請(ジブクレーン(壁クレーンを除く)、橋型クレーン、ケーブルクレーン及びアンローダ つり上げ荷重5トン以上10ト	クレーン等安全規則	第6条	
283	クレーンの落成検査申請(ジブクレーン(壁クレーンを除く)、橋型クレーン、ケーブルクレーン及びアンローダ つり上げ荷重5トン未満)	クレーン等安全規則	第6条	
284	クレーンの落成検査申請(天井クレーン つり上げ荷重500トン以上)	クレーン等安全規則	第6条	
285	クレーンの落成検査申請(天井クレーン つり上げ荷重200トン以上500トン未満)	クレーン等安全規則	第6条	
286	クレーンの落成検査申請(天井クレーン つり上げ荷重100トン以上200トン未満)	クレーン等安全規則	第6条	
287	クレーンの落成検査申請(天井クレーン つり上げ荷重50トン以上100トン未満)	クレーン等安全規則	第6条	
288	クレーンの落成検査申請(天井クレーン つり上げ荷重20トン以上50トン未満)	クレーン等安全規則	第6条	
289	クレーンの落成検査申請(天井クレーン つり上げ荷重10トン以上20トン未満)	クレーン等安全規則	第6条	
290	クレーンの落成検査申請(天井クレーン つり上げ荷重5トン以上10トン未満)	クレーン等安全規則	第6条	
291	クレーンの落成検査申請(天井クレーン つり上げ荷重5トン未満)	クレーン等安全規則	第6条	
292	クレーンの仮荷重試験申請	クレーン等安全規則	第8条	
293	クレーン検査証の再交付申請	クレーン等安全規則	第9条第2項	
294	クレーン検査証の書替え申請	クレーン等安全規則	第9条第3項	
295	クレーンの設置報告	クレーン等安全規則	第11条	
296	クレーンの過負荷制限の特例報告	クレーン等安全規則	第23条第2項第1号	
297	クレーンの性能検査申請(ジブクレーン(壁クレーンを除く)、橋型クレーン、ケーブルクレーン、アンローダ及び天井クレーン以外のクレーン つり上げ荷重200トン以上)	クレーン等安全規則	第41条	
298	クレーンの性能検査申請(ジブクレーン(壁クレーンを除く)、橋型クレーン、ケーブルクレーン、アンローダ及び天井クレーン以外のクレーン つり上げ荷重100トン以上200トン未満)	クレーン等安全規則	第41条	
299	クレーンの性能検査申請(ジブクレーン(壁クレーンを除く)、橋型クレーン、ケーブルクレーン、アンローダ及び天井クレーン以外のクレーン つり上げ荷重50トン以上100トン未満)	クレーン等安全規則	第41条	
300	クレーンの性能検査申請(ジブクレーン(壁クレーンを除く)、橋型クレーン、ケーブルクレーン、アンローダ及び天井クレーン以外のクレーン つり上げ荷重20トン以上50トン未満)	クレーン等安全規則	第41条	
301	クレーンの性能検査申請(ジブクレーン(壁クレーンを除く)、橋型クレーン、ケーブルクレーン、アンローダ及び天井クレーン以外のクレーン つり上げ荷重10トン以上20トン未満)	クレーン等安全規則	第41条	
302	クレーンの性能検査申請(ジブクレーン(壁クレーンを除く)、橋型クレーン、ケーブルクレーン、アンローダ及び天井クレーン以外のクレーン つり上げ荷重5トン以上10トン未満)	クレーン等安全規則	第41条	
303	クレーンの性能検査申請(ジブクレーン(壁クレーンを除く)、橋型クレーン、ケーブルクレーン、アンローダ及び天井クレーン以外のクレーン つり上げ荷重5トン未満)	クレーン等安全規則	第41条	
304	クレーンの性能検査申請(ジブクレーン(壁クレーンを除く)、橋型クレーン、ケーブルクレーン及びアンローダ つり上げ荷重1000トン以上)	クレーン等安全規則	第41条	

電子申請が可能な労働安全衛生法等の手続一覧

令和6年1月現在

電子申請で手続する場合、e-Gov電子申請システムを開き、キーワードに「手続名」を入力して検索してください。

e-Gov電子申請システムURL : <http://shinsei.e-gov.go.jp/search/servlet/Procedure?CLASSNAME=GTAMSTSEARCH>

No	手続名	法令	条項	備考
305	クレーンの性能検査申請(ジブクレーン(壁クレーンを除く)、橋型クレーン、ケーブルクレーン及びアンローダ つり上げ荷重500トン以上1000トン未満)	クレーン等安全規則	第41条	
306	クレーンの性能検査申請(ジブクレーン(壁クレーンを除く)、橋型クレーン、ケーブルクレーン及びアンローダ つり上げ荷重200トン以上500トン未満)	クレーン等安全規則	第41条	
307	クレーンの性能検査申請(ジブクレーン(壁クレーンを除く)、橋型クレーン、ケーブルクレーン及びアンローダ つり上げ荷重100トン以上200トン未満)	クレーン等安全規則	第41条	
308	クレーンの性能検査申請(ジブクレーン(壁クレーンを除く)、橋型クレーン、ケーブルクレーン及びアンローダ つり上げ荷重50トン以上100トン未満)	クレーン等安全規則	第41条	
309	クレーンの性能検査申請(ジブクレーン(壁クレーンを除く)、橋型クレーン、ケーブルクレーン及びアンローダ つり上げ荷重20トン以上50トン未満)	クレーン等安全規則	第41条	
310	クレーンの性能検査申請(ジブクレーン(壁クレーンを除く)、橋型クレーン、ケーブルクレーン及びアンローダ つり上げ荷重10トン以上20トン未満)	クレーン等安全規則	第41条	
311	クレーンの性能検査申請(ジブクレーン(壁クレーンを除く)、橋型クレーン、ケーブルクレーン及びアンローダ つり上げ荷重5トン以上10トン未満)	クレーン等安全規則	第41条	
312	クレーンの性能検査申請(ジブクレーン(壁クレーンを除く)、橋型クレーン、ケーブルクレーン及びアンローダ つり上げ荷重5トン未満)	クレーン等安全規則	第41条	
313	クレーンの性能検査申請(天井クレーン つり上げ荷重500トン以上)	クレーン等安全規則	第41条	
314	クレーンの性能検査申請(天井クレーン つり上げ荷重200トン以上500トン未満)	クレーン等安全規則	第41条	
315	クレーンの性能検査申請(天井クレーン つり上げ荷重100トン以上200トン未満)	クレーン等安全規則	第41条	
316	クレーンの性能検査申請(天井クレーン つり上げ荷重50トン以上100トン未満)	クレーン等安全規則	第41条	
317	クレーンの性能検査申請(天井クレーン つり上げ荷重20トン以上50トン未満)	クレーン等安全規則	第41条	
318	クレーンの性能検査申請(天井クレーン つり上げ荷重10トン以上20トン未満)	クレーン等安全規則	第41条	
319	クレーンの性能検査申請(天井クレーン つり上げ荷重5トン以上10トン未満)	クレーン等安全規則	第41条	
320	クレーンの性能検査申請(天井クレーン つり上げ荷重5トン未満)	クレーン等安全規則	第41条	
321	クレーンの変更届	クレーン等安全規則	第44条	
322	クレーンの変更検査申請(ジブクレーン(壁クレーンを除く)、橋型クレーン、ケーブルクレーン、アンローダ及び天井クレーン以外のクレーン つり上げ荷重200トン以上)	クレーン等安全規則	第45条	
323	クレーンの変更検査申請(ジブクレーン(壁クレーンを除く)、橋型クレーン、ケーブルクレーン、アンローダ及び天井クレーン以外のクレーン つり上げ荷重100トン以上200トン未満)	クレーン等安全規則	第45条	
324	クレーンの変更検査申請(ジブクレーン(壁クレーンを除く)、橋型クレーン、ケーブルクレーン、アンローダ及び天井クレーン以外のクレーン つり上げ荷重50トン以上100トン未満)	クレーン等安全規則	第45条	
325	クレーンの変更検査申請(ジブクレーン(壁クレーンを除く)、橋型クレーン、ケーブルクレーン、アンローダ及び天井クレーン以外のクレーン つり上げ荷重20トン以上50トン未満)	クレーン等安全規則	第45条	
326	クレーンの変更検査申請(ジブクレーン(壁クレーンを除く)、橋型クレーン、ケーブルクレーン、アンローダ及び天井クレーン以外のクレーン つり上げ荷重10トン以上20トン未満)	クレーン等安全規則	第45条	
327	クレーンの変更検査申請(ジブクレーン(壁クレーンを除く)、橋型クレーン、ケーブルクレーン、アンローダ及び天井クレーン以外のクレーン つり上げ荷重5トン以上10トン未満)	クレーン等安全規則	第45条	

電子申請が可能な労働安全衛生法等の手続一覧

令和6年1月現在

電子申請で手続する場合、e-Gov電子申請システムを開き、キーワードに「手続名」を入力して検索してください。

e-Gov電子申請システムURL : <http://shinsei.e-gov.go.jp/search/servlet/Procedure?CLASSNAME=GTAMSTSEARCH>

No	手続名	法令	条項	備考
328	クレーンの変更検査申請(ジブクレーン(壁クレーンを除く)、橋型クレーン、ケーブルクレーン、アンローダ及び天井クレーン以外のクレーン つり上げ荷重5トン未満)	クレーン等安全規則	第45条	
329	クレーンの変更検査申請(ジブクレーン(壁クレーンを除く)、橋型クレーン、ケーブルクレーン及びアンローダ つり上げ荷重1000トン以上)	クレーン等安全規則	第45条	
330	クレーンの変更検査申請(ジブクレーン(壁クレーンを除く)、橋型クレーン、ケーブルクレーン及びアンローダ つり上げ荷重500トン以上1000トン未満)	クレーン等安全規則	第45条	
331	クレーンの変更検査申請(ジブクレーン(壁クレーンを除く)、橋型クレーン、ケーブルクレーン及びアンローダ つり上げ荷重200トン以上500トン未満)	クレーン等安全規則	第45条	
332	クレーンの変更検査申請(ジブクレーン(壁クレーンを除く)、橋型クレーン、ケーブルクレーン及びアンローダ つり上げ荷重100トン以上200トン未満)	クレーン等安全規則	第45条	
333	クレーンの変更検査申請(ジブクレーン(壁クレーンを除く)、橋型クレーン、ケーブルクレーン及びアンローダ つり上げ荷重50トン以上100トン未満)	クレーン等安全規則	第45条	
334	クレーンの変更検査申請(ジブクレーン(壁クレーンを除く)、橋型クレーン、ケーブルクレーン及びアンローダ つり上げ荷重20トン以上50トン未満)	クレーン等安全規則	第45条	
335	クレーンの変更検査申請(ジブクレーン(壁クレーンを除く)、橋型クレーン、ケーブルクレーン及びアンローダ つり上げ荷重10トン以上20トン未満)	クレーン等安全規則	第45条	
336	クレーンの変更検査申請(ジブクレーン(壁クレーンを除く)、橋型クレーン、ケーブルクレーン及びアンローダ つり上げ荷重5トン以上10トン未満)	クレーン等安全規則	第45条	
337	クレーンの変更検査申請(ジブクレーン(壁クレーンを除く)、橋型クレーン、ケーブルクレーン及びアンローダ つり上げ荷重5トン未満)	クレーン等安全規則	第45条	
338	クレーンの変更検査申請(天井クレーン つり上げ荷重500トン以上)	クレーン等安全規則	第45条	
339	クレーンの変更検査申請(天井クレーン つり上げ荷重200トン以上500トン未満)	クレーン等安全規則	第45条	
340	クレーンの変更検査申請(天井クレーン つり上げ荷重100トン以上200トン未満)	クレーン等安全規則	第45条	
341	クレーンの変更検査申請(天井クレーン つり上げ荷重50トン以上100トン未満)	クレーン等安全規則	第45条	
342	クレーンの変更検査申請(天井クレーン つり上げ荷重20トン以上50トン未満)	クレーン等安全規則	第45条	
343	クレーンの変更検査申請(天井クレーン つり上げ荷重10トン以上20トン未満)	クレーン等安全規則	第45条	
344	クレーンの変更検査申請(天井クレーン つり上げ荷重5トン以上10トン未満)	クレーン等安全規則	第45条	
345	クレーンの変更検査申請(天井クレーン つり上げ荷重5トン未満)	クレーン等安全規則	第45条	
346	クレーンの使用休止報告	クレーン等安全規則	第48条	
347	クレーンの使用再開検査申請(ジブクレーン(壁クレーンを除く)、橋型クレーン、ケーブルクレーン、アンローダ及び天井クレーン以外のクレーン つり上げ荷重200トン以上)	クレーン等安全規則	第49条	
348	クレーンの使用再開検査申請(ジブクレーン(壁クレーンを除く)、橋型クレーン、ケーブルクレーン、アンローダ及び天井クレーン以外のクレーン つり上げ荷重100トン以上200トン未満)	クレーン等安全規則	第49条	
349	クレーンの使用再開検査申請(ジブクレーン(壁クレーンを除く)、橋型クレーン、ケーブルクレーン、アンローダ及び天井クレーン以外のクレーン つり上げ荷重50トン以上100トン未満)	クレーン等安全規則	第49条	
350	クレーンの使用再開検査申請(ジブクレーン(壁クレーンを除く)、橋型クレーン、ケーブルクレーン、アンローダ及び天井クレーン以外のクレーン つり上げ荷重20トン以上50トン未満)	クレーン等安全規則	第49条	

電子申請が可能な労働安全衛生法等の手続一覧

令和6年1月現在

電子申請で手続する場合、e-Gov電子申請システムを開き、キーワードに「手続名」を入力して検索してください。

e-Gov電子申請システムURL：<http://shinsei.e-gov.go.jp/search/servlet/Procedure?CLASSNAME=GTAMSTSEARCH>

No	手続名	法令	条項	備考
351	クレーンの使用再開検査申請(ジブクレーン(壁クレーンを除く)、橋型クレーン、ケーブルクレーン、アンローダ及び天井クレーン以外のクレーン 釣り上げ荷重10トン以上20トン未満)	クレーン等安全規則	第49条	
352	クレーンの使用再開検査申請(ジブクレーン(壁クレーンを除く)、橋型クレーン、ケーブルクレーン、アンローダ及び天井クレーン以外のクレーン 釣り上げ荷重5トン以上10トン未満)	クレーン等安全規則	第49条	
353	クレーンの使用再開検査申請(ジブクレーン(壁クレーンを除く)、橋型クレーン、ケーブルクレーン、アンローダ及び天井クレーン以外のクレーン 釣り上げ荷重5トン未満)	クレーン等安全規則	第49条	
354	クレーンの使用再開検査申請(ジブクレーン(壁クレーンを除く)、橋型クレーン、ケーブルクレーン及びアンローダ 釣り上げ荷重1000トン以上)	クレーン等安全規則	第49条	
355	クレーンの使用再開検査申請(ジブクレーン(壁クレーンを除く)、橋型クレーン、ケーブルクレーン及びアンローダ 釣り上げ荷重500トン以上1000トン未満)	クレーン等安全規則	第49条	
356	クレーンの使用再開検査申請(ジブクレーン(壁クレーンを除く)、橋型クレーン、ケーブルクレーン及びアンローダ 釣り上げ荷重200トン以上500トン未満)	クレーン等安全規則	第49条	
357	クレーンの使用再開検査申請(ジブクレーン(壁クレーンを除く)、橋型クレーン、ケーブルクレーン及びアンローダ 釣り上げ荷重100トン以上200トン未満)	クレーン等安全規則	第49条	
358	クレーンの使用再開検査申請(ジブクレーン(壁クレーンを除く)、橋型クレーン、ケーブルクレーン及びアンローダ 釣り上げ荷重50トン以上100トン未満)	クレーン等安全規則	第49条	
359	クレーンの使用再開検査申請(ジブクレーン(壁クレーンを除く)、橋型クレーン、ケーブルクレーン及びアンローダ 釣り上げ荷重20トン以上50トン未満)	クレーン等安全規則	第49条	
360	クレーンの使用再開検査申請(ジブクレーン(壁クレーンを除く)、橋型クレーン、ケーブルクレーン及びアンローダ 釣り上げ荷重10トン以上20トン未満)	クレーン等安全規則	第49条	
361	クレーンの使用再開検査申請(ジブクレーン(壁クレーンを除く)、橋型クレーン、ケーブルクレーン及びアンローダ 釣り上げ荷重5トン以上10トン未満)	クレーン等安全規則	第49条	
362	クレーンの使用再開検査申請(ジブクレーン(壁クレーンを除く)、橋型クレーン、ケーブルクレーン及びアンローダ 釣り上げ荷重5トン未満)	クレーン等安全規則	第49条	
363	クレーンの使用再開検査申請(天井クレーン 釣り上げ荷重500トン以上)	クレーン等安全規則	第49条	
364	クレーンの使用再開検査申請(天井クレーン 釣り上げ荷重200トン以上500トン未満)	クレーン等安全規則	第49条	
365	クレーンの使用再開検査申請(天井クレーン 釣り上げ荷重100トン以上200トン未満)	クレーン等安全規則	第49条	
366	クレーンの使用再開検査申請(天井クレーン 釣り上げ荷重50トン以上100トン未満)	クレーン等安全規則	第49条	
367	クレーンの使用再開検査申請(天井クレーン 釣り上げ荷重20トン以上50トン未満)	クレーン等安全規則	第49条	
368	クレーンの使用再開検査申請(天井クレーン 釣り上げ荷重10トン以上20トン未満)	クレーン等安全規則	第49条	
369	クレーンの使用再開検査申請(天井クレーン 釣り上げ荷重5トン以上10トン未満)	クレーン等安全規則	第49条	
370	クレーンの使用再開検査申請(天井クレーン 釣り上げ荷重5トン未満)	クレーン等安全規則	第49条	
371	クレーン検査証の返還	クレーン等安全規則	第52条	
372	移動式クレーンの製造許可申請	クレーン等安全規則	第53条	
373	移動式クレーンの製造許可に係る変更報告	クレーン等安全規則	第54条	
374	移動式クレーンの製造検査申請(浮きクレーンに限る 釣り上げ荷重1000トン以上)	クレーン等安全規則	第55条	
375	移動式クレーンの製造検査申請(浮きクレーンに限る 釣り上げ荷重500トン以上1000トン未満)	クレーン等安全規則	第55条	

電子申請が可能な労働安全衛生法等の手続一覧

令和6年1月現在

電子申請で手続する場合、e-Gov電子申請システムを開き、キーワードに「手続名」を入力して検索してください。

e-Gov電子申請システムURL : <http://shinsei.e-gov.go.jp/search/servlet/Procedure?CLASSNAME=GTAMSTSEARCH>

No	手続名	法令	条項	備考
376	移動式クレーンの製造検査申請(浮きクレーンに限る つり上げ荷重200トン以上500トン未満)	クレーン等安全規則	第55条	
377	移動式クレーンの製造検査申請(浮きクレーンに限る つり上げ荷重100トン以上200トン未満)	クレーン等安全規則	第55条	
378	移動式クレーンの製造検査申請(浮きクレーンに限る つり上げ荷重50トン以上100トン未満)	クレーン等安全規則	第55条	
379	移動式クレーンの製造検査申請(浮きクレーンに限る つり上げ荷重20トン以上50トン未満)	クレーン等安全規則	第55条	
380	移動式クレーンの製造検査申請(浮きクレーンに限る つり上げ荷重10トン以上20トン未満)	クレーン等安全規則	第55条	
381	移動式クレーンの製造検査申請(浮きクレーンに限る つり上げ荷重5トン以上10トン未満)	クレーン等安全規則	第55条	
382	移動式クレーンの製造検査申請(浮きクレーンに限る つり上げ荷重5トン未満)	クレーン等安全規則	第55条	
383	移動式クレーンの製造検査申請(浮きクレーンを除く つり上げ荷重200トン以上)	クレーン等安全規則	第55条	
384	移動式クレーンの製造検査申請(浮きクレーンを除く つり上げ荷重100トン以上200トン未満)	クレーン等安全規則	第55条	
385	移動式クレーンの製造検査申請(浮きクレーンを除く つり上げ荷重50トン以上100トン未満)	クレーン等安全規則	第55条	
386	移動式クレーンの製造検査申請(浮きクレーンを除く つり上げ荷重20トン以上50トン未満)	クレーン等安全規則	第55条	
387	移動式クレーンの製造検査申請(浮きクレーンを除く つり上げ荷重10トン以上20トン未満)	クレーン等安全規則	第55条	
388	移動式クレーンの製造検査申請(浮きクレーンを除く つり上げ荷重5トン以上10トン未満)	クレーン等安全規則	第55条	
389	移動式クレーンの製造検査申請(浮きクレーンを除く つり上げ荷重5トン未満)	クレーン等安全規則	第55条	
390	移動式クレーンの使用検査申請(浮きクレーンに限る つり上げ荷重1000トン以上)	クレーン等安全規則	第57条	
391	移動式クレーンの使用検査申請(浮きクレーンに限る つり上げ荷重500トン以上1000トン未満)	クレーン等安全規則	第57条	
392	移動式クレーンの使用検査申請(浮きクレーンに限る つり上げ荷重200トン以上500トン未満)	クレーン等安全規則	第57条	
393	移動式クレーンの使用検査申請(浮きクレーンに限る つり上げ荷重100トン以上200トン未満)	クレーン等安全規則	第57条	
394	移動式クレーンの使用検査申請(浮きクレーンに限る つり上げ荷重50トン以上100トン未満)	クレーン等安全規則	第57条	
395	移動式クレーンの使用検査申請(浮きクレーンに限る つり上げ荷重20トン以上50トン未満)	クレーン等安全規則	第57条	
396	移動式クレーンの使用検査申請(浮きクレーンに限る つり上げ荷重10トン以上20トン未満)	クレーン等安全規則	第57条	
397	移動式クレーンの使用検査申請(浮きクレーンに限る つり上げ荷重5トン以上10トン未満)	クレーン等安全規則	第57条	
398	移動式クレーンの使用検査申請(浮きクレーンに限る つり上げ荷重5トン未満)	クレーン等安全規則	第57条	
399	移動式クレーンの使用検査申請(浮きクレーンを除く つり上げ荷重200トン以上)	クレーン等安全規則	第57条	
400	移動式クレーンの使用検査申請(浮きクレーンを除く つり上げ荷重100トン以上200トン未満)	クレーン等安全規則	第57条	
401	移動式クレーンの使用検査申請(浮きクレーンを除く つり上げ荷重50トン以上100トン未満)	クレーン等安全規則	第57条	
402	移動式クレーンの使用検査申請(浮きクレーンを除く つり上げ荷重20トン以上50トン未満)	クレーン等安全規則	第57条	
403	移動式クレーンの使用検査申請(浮きクレーンを除く つり上げ荷重10トン以上20トン未満)	クレーン等安全規則	第57条	
404	移動式クレーンの使用検査申請(浮きクレーンを除く つり上げ荷重5トン以上10トン未満)	クレーン等安全規則	第57条	
405	移動式クレーンの使用検査申請(浮きクレーンを除く つり上げ荷重5トン未満)	クレーン等安全規則	第57条	
406	移動式クレーン検査証の再交付申請	クレーン等安全規則	第59条第2項	
407	移動式クレーン検査証の書替え申請	クレーン等安全規則	第59条第3項	
408	移動式クレーンの設置報告	クレーン等安全規則	第61条	
409	移動式クレーンの性能検査申請(浮きクレーンに限る つり上げ荷重1000トン以上)	クレーン等安全規則	第82条	
410	移動式クレーンの性能検査申請(浮きクレーンに限る つり上げ荷重500トン以上1000トン未満)	クレーン等安全規則	第82条	
411	移動式クレーンの性能検査申請(浮きクレーンに限る つり上げ荷重200トン以上500トン未満)	クレーン等安全規則	第82条	

電子申請が可能な労働安全衛生法等の手続一覧

令和6年1月現在

電子申請で手続する場合、e-Gov電子申請システムを開き、キーワードに「手続名」を入力して検索してください。

e-Gov電子申請システムURL : <http://shinsei.e-gov.go.jp/search/servlet/Procedure?CLASSNAME=GTAMSTSEARCH>

No	手続名	法令	条項	備考
412	移動式クレーンの性能検査申請(浮きクレーンに限る つり上げ荷重100トン以上200トン未	クレーン等安全規則	第82条	
413	移動式クレーンの性能検査申請(浮きクレーンに限る つり上げ荷重50トン以上100トン未	クレーン等安全規則	第82条	
414	移動式クレーンの性能検査申請(浮きクレーンに限る つり上げ荷重20トン以上50トン未	クレーン等安全規則	第82条	
415	移動式クレーンの性能検査申請(浮きクレーンに限る つり上げ荷重10トン以上20トン未	クレーン等安全規則	第82条	
416	移動式クレーンの性能検査申請(浮きクレーンに限る つり上げ荷重5トン以上10トン未	クレーン等安全規則	第82条	
417	移動式クレーンの性能検査申請(浮きクレーンに限る つり上げ荷重5トン未	クレーン等安全規則	第82条	
418	移動式クレーンの性能検査申請(浮きクレーンを除く つり上げ荷重200トン以上)	クレーン等安全規則	第82条	
419	移動式クレーンの性能検査申請(浮きクレーンを除く つり上げ荷重100トン以上200トン未	クレーン等安全規則	第82条	
420	移動式クレーンの性能検査申請(浮きクレーンを除く つり上げ荷重50トン以上100トン未	クレーン等安全規則	第82条	
421	移動式クレーンの性能検査申請(浮きクレーンを除く つり上げ荷重20トン以上50トン未	クレーン等安全規則	第82条	
422	移動式クレーンの性能検査申請(浮きクレーンを除く つり上げ荷重10トン以上20トン未	クレーン等安全規則	第82条	
423	移動式クレーンの性能検査申請(浮きクレーンを除く つり上げ荷重5トン以上10トン未	クレーン等安全規則	第82条	
424	移動式クレーンの性能検査申請(浮きクレーンを除く つり上げ荷重5トン未	クレーン等安全規則	第82条	
425	移動式クレーンの変更届	クレーン等安全規則	第85条	
426	移動式クレーンの変更検査申請(浮きクレーンに限る つり上げ荷重1000トン以上)	クレーン等安全規則	第86条	
427	移動式クレーンの変更検査申請(浮きクレーンに限る つり上げ荷重500トン以上1000トン	クレーン等安全規則	第86条	
428	移動式クレーンの変更検査申請(浮きクレーンに限る つり上げ荷重200トン以上500トン未	クレーン等安全規則	第86条	
429	移動式クレーンの変更検査申請(浮きクレーンに限る つり上げ荷重100トン以上200トン未	クレーン等安全規則	第86条	
430	移動式クレーンの変更検査申請(浮きクレーンに限る つり上げ荷重50トン以上100トン未	クレーン等安全規則	第86条	
431	移動式クレーンの変更検査申請(浮きクレーンに限る つり上げ荷重20トン以上50トン未	クレーン等安全規則	第86条	
432	移動式クレーンの変更検査申請(浮きクレーンに限る つり上げ荷重10トン以上20トン未	クレーン等安全規則	第86条	
433	移動式クレーンの変更検査申請(浮きクレーンに限る つり上げ荷重5トン以上10トン未	クレーン等安全規則	第86条	
434	移動式クレーンの変更検査申請(浮きクレーンに限る つり上げ荷重5トン未	クレーン等安全規則	第86条	
435	移動式クレーンの変更検査申請(浮きクレーンを除く つり上げ荷重200トン以上)	クレーン等安全規則	第86条	
436	移動式クレーンの変更検査申請(浮きクレーンを除く つり上げ荷重100トン以上200トン未	クレーン等安全規則	第86条	
437	移動式クレーンの変更検査申請(浮きクレーンを除く つり上げ荷重50トン以上100トン未	クレーン等安全規則	第86条	
438	移動式クレーンの変更検査申請(浮きクレーンを除く つり上げ荷重20トン以上50トン未	クレーン等安全規則	第86条	
439	移動式クレーンの変更検査申請(浮きクレーンを除く つり上げ荷重10トン以上20トン未	クレーン等安全規則	第86条	
440	移動式クレーンの変更検査申請(浮きクレーンを除く つり上げ荷重5トン以上10トン未	クレーン等安全規則	第86条	
441	移動式クレーンの変更検査申請(浮きクレーンを除く つり上げ荷重5トン未	クレーン等安全規則	第86条	
442	移動式クレーンの使用休止報告	クレーン等安全規則	第89条	
443	移動式クレーンの使用再開検査申請(浮きクレーンに限る つり上げ荷重1000トン以上)	クレーン等安全規則	第90条	
444	移動式クレーンの使用再開検査申請(浮きクレーンに限る つり上げ荷重500トン以上1000トン未	クレーン等安全規則	第90条	
445	移動式クレーンの使用再開検査申請(浮きクレーンに限る つり上げ荷重200トン以上500トン未	クレーン等安全規則	第90条	

電子申請が可能な労働安全衛生法等の手続一覧

令和6年1月現在

電子申請で手続する場合、e-Gov電子申請システムを開き、キーワードに「手続名」を入力して検索してください。

e-Gov電子申請システムURL : <http://shinsei.e-gov.go.jp/search/servlet/Procedure?CLASSNAME=GTAMSTSEARCH>

No	手続名	法令	条項	備考
446	移動式クレーンの使用再開検査申請(浮きクレーンに限る つり上げ荷重100トン以上200トン未満)	クレーン等安全規則	第90条	
447	移動式クレーンの使用再開検査申請(浮きクレーンに限る つり上げ荷重50トン以上100ト未満)	クレーン等安全規則	第90条	
448	移動式クレーンの使用再開検査申請(浮きクレーンに限る つり上げ荷重20トン以上50ト未満)	クレーン等安全規則	第90条	
449	移動式クレーンの使用再開検査申請(浮きクレーンに限る つり上げ荷重10トン以上20ト未満)	クレーン等安全規則	第90条	
450	移動式クレーンの使用再開検査申請(浮きクレーンに限る つり上げ荷重5トン以上10ト未満)	クレーン等安全規則	第90条	
451	移動式クレーンの使用再開検査申請(浮きクレーンに限る つり上げ荷重5ト未満)	クレーン等安全規則	第90条	
452	移動式クレーンの使用再開検査申請(浮きクレーンを除く つり上げ荷重200トン以上)	クレーン等安全規則	第90条	
453	移動式クレーンの使用再開検査申請(浮きクレーンを除く つり上げ荷重100トン以上200ト未満)	クレーン等安全規則	第90条	
454	移動式クレーンの使用再開検査申請(浮きクレーンを除く つり上げ荷重50トン以上100ト未満)	クレーン等安全規則	第90条	
455	移動式クレーンの使用再開検査申請(浮きクレーンを除く つり上げ荷重20トン以上50ト未満)	クレーン等安全規則	第90条	
456	移動式クレーンの使用再開検査申請(浮きクレーンを除く つり上げ荷重10トン以上20ト未満)	クレーン等安全規則	第90条	
457	移動式クレーンの使用再開検査申請(浮きクレーンを除く つり上げ荷重5トン以上10ト未満)	クレーン等安全規則	第90条	
458	移動式クレーンの使用再開検査申請(浮きクレーンを除く つり上げ荷重5ト未満)	クレーン等安全規則	第90条	
459	移動式クレーン検査証の返還	クレーン等安全規則	第93条	
460	デリックの製造許可申請	クレーン等安全規則	第94条	
461	デリックの製造許可に係る変更報告	クレーン等安全規則	第95条	
462	デリックの設置届	クレーン等安全規則	第96条	
463	デリックの落成検査申請(ガイデリック及びブスチフレッグデリック つり上げ荷重1000トン以上)	クレーン等安全規則	第97条	
464	デリックの落成検査申請(ガイデリック及びブスチフレッグデリック つり上げ荷重500トン以上1000ト未満)	クレーン等安全規則	第97条	
465	デリックの落成検査申請(ガイデリック及びブスチフレッグデリック つり上げ荷重200トン以上500ト未満)	クレーン等安全規則	第97条	
466	デリックの落成検査申請(ガイデリック及びブスチフレッグデリック つり上げ荷重100トン以上200ト未満)	クレーン等安全規則	第97条	
467	デリックの落成検査申請(ガイデリック及びブスチフレッグデリック つり上げ荷重50トン以上100ト未満)	クレーン等安全規則	第97条	
468	デリックの落成検査申請(ガイデリック及びブスチフレッグデリック つり上げ荷重20トン以上50ト未満)	クレーン等安全規則	第97条	
469	デリックの落成検査申請(ガイデリック及びブスチフレッグデリック つり上げ荷重10トン以上20ト未満)	クレーン等安全規則	第97条	
470	デリックの落成検査申請(ガイデリック及びブスチフレッグデリック つり上げ荷重5トン以上10ト未満)	クレーン等安全規則	第97条	
471	デリックの落成検査申請(ガイデリック及びブスチフレッグデリック つり上げ荷重5ト未満)	クレーン等安全規則	第97条	
472	デリックの落成検査申請(ガイデリック及びブスチフレッグデリック以外のデリック つり上げ荷重200トン以上)	クレーン等安全規則	第97条	
473	デリックの落成検査申請(ガイデリック及びブスチフレッグデリック以外のデリック つり上げ荷重100トン以上200ト未満)	クレーン等安全規則	第97条	
474	デリックの落成検査申請(ガイデリック及びブスチフレッグデリック以外のデリック つり上げ荷重50トン以上100ト未満)	クレーン等安全規則	第97条	
475	デリックの落成検査申請(ガイデリック及びブスチフレッグデリック以外のデリック つり上げ荷重20トン以上50ト未満)	クレーン等安全規則	第97条	
476	デリックの落成検査申請(ガイデリック及びブスチフレッグデリック以外のデリック つり上げ荷重10トン以上20ト未満)	クレーン等安全規則	第97条	

電子申請が可能な労働安全衛生法等の手続一覧

令和6年1月現在

電子申請で手続する場合、e-Gov電子申請システムを開き、キーワードに「手続名」を入力して検索してください。

e-Gov電子申請システムURL : <http://shinsei.e-gov.go.jp/search/servlet/Procedure?CLASSNAME=GTAMSTSEARCH>

No	手続名	法令	条項	備考
477	デリックの落成検査申請(ガイデリック及びスチ フレグデリック以外のデリック つり上げ荷重5 トン以上10トン未満)	クレーン等安全規則	第97条	
478	デリックの落成検査申請(ガイデリック及びスチ フレグデリック以外のデリック つり上げ荷重5 トン未満)	クレーン等安全規則	第97条	
479	デリック検査証の再交付申請	クレーン等安全規則	第99条第2項	
480	デリック検査証の書替え申請	クレーン等安全規則	第99条第3項	
481	デリックの設置報告	クレーン等安全規則	第101条	
482	デリックの過負荷制限の特例報告	クレーン等安全規則	第109条第2項第1 号	
483	デリックの性能検査申請(ガイデリック及びスチ フレグデリック つり上げ荷重1000トン以上)	クレーン等安全規則	第126条	
484	デリックの性能検査申請(ガイデリック及びスチ フレグデリック つり上げ荷重500トン以上10 00トン未満)	クレーン等安全規則	第126条	
485	デリックの性能検査申請(ガイデリック及びスチ フレグデリック つり上げ荷重200トン以上50 0トン未満)	クレーン等安全規則	第126条	
486	デリックの性能検査申請(ガイデリック及びスチ フレグデリック つり上げ荷重100トン以上20 0トン未満)	クレーン等安全規則	第126条	
487	デリックの性能検査申請(ガイデリック及びスチ フレグデリック つり上げ荷重50トン以上100 トン未満)	クレーン等安全規則	第126条	
488	デリックの性能検査申請(ガイデリック及びスチ フレグデリック つり上げ荷重20トン以上50ト	クレーン等安全規則	第126条	
489	デリックの性能検査申請(ガイデリック及びスチ フレグデリック つり上げ荷重10トン以上20ト	クレーン等安全規則	第126条	
490	デリックの性能検査申請(ガイデリック及びスチ フレグデリック つり上げ荷重5トン以上10トン	クレーン等安全規則	第126条	
491	デリックの性能検査申請(ガイデリック及びスチ フレグデリック つり上げ荷重5トン未満)	クレーン等安全規則	第126条	
492	デリックの性能検査申請(ガイデリック及びスチ フレグデリック以外のデリック つり上げ荷重2 00トン以上)	クレーン等安全規則	第126条	
493	デリックの性能検査申請(ガイデリック及びスチ フレグデリック以外のデリック つり上げ荷重1 00トン以上200トン未満)	クレーン等安全規則	第126条	
494	デリックの性能検査申請(ガイデリック及びスチ フレグデリック以外のデリック つり上げ荷重5 0トン以上100トン未満)	クレーン等安全規則	第126条	
495	デリックの性能検査申請(ガイデリック及びスチ フレグデリック以外のデリック つり上げ荷重2 0トン以上50トン未満)	クレーン等安全規則	第126条	
496	デリックの性能検査申請(ガイデリック及びスチ フレグデリック以外のデリック つり上げ荷重1 0トン以上20トン未満)	クレーン等安全規則	第126条	
497	デリックの性能検査申請(ガイデリック及びスチ フレグデリック以外のデリック つり上げ荷重5 トン以上10トン未満)	クレーン等安全規則	第126条	
498	デリックの性能検査申請(ガイデリック及びスチ フレグデリック以外のデリック つり上げ荷重5 トン未満)	クレーン等安全規則	第126条	
499	デリックの変更届	クレーン等安全規則	第129条	
500	デリックの変更検査申請(ガイデリック及びスチ フレグデリック つり上げ荷重1000トン以上)	クレーン等安全規則	第130条	
501	デリックの変更検査申請(ガイデリック及びスチ フレグデリック つり上げ荷重500トン以上10 00トン未満)	クレーン等安全規則	第130条	
502	デリックの変更検査申請(ガイデリック及びスチ フレグデリック つり上げ荷重200トン以上50 0トン未満)	クレーン等安全規則	第130条	
503	デリックの変更検査申請(ガイデリック及びスチ フレグデリック つり上げ荷重100トン以上20 0トン未満)	クレーン等安全規則	第130条	
504	デリックの変更検査申請(ガイデリック及びスチ フレグデリック つり上げ荷重50トン以上100 トン未満)	クレーン等安全規則	第130条	

電子申請が可能な労働安全衛生法等の手続一覧

令和6年1月現在

電子申請で手続する場合、e-Gov電子申請システムを開き、キーワードに「手続名」を入力して検索してください。

e-Gov電子申請システムURL : <http://shinsei.e-gov.go.jp/search/servlet/Procedure?CLASSNAME=GTAMSTSEARCH>

No	手続名	法令	条項	備考
505	デリックの変更検査申請(ガイデリック及びスチフレグデリック つり上げ荷重20トン以上50ト	クレーン等安全規則	第130条	
506	デリックの変更検査申請(ガイデリック及びスチフレグデリック つり上げ荷重10トン以上20ト	クレーン等安全規則	第130条	
507	デリックの変更検査申請(ガイデリック及びスチフレグデリック つり上げ荷重5トン以上10トン	クレーン等安全規則	第130条	
508	デリックの変更検査申請(ガイデリック及びスチフレグデリック つり上げ荷重5トン未満)	クレーン等安全規則	第130条	
509	デリックの変更検査申請(ガイデリック及びスチフレグデリック以外のデリック つり上げ荷重200トン以上)	クレーン等安全規則	第130条	
510	デリックの変更検査申請(ガイデリック及びスチフレグデリック以外のデリック つり上げ荷重100トン以上200トン未満)	クレーン等安全規則	第130条	
511	デリックの変更検査申請(ガイデリック及びスチフレグデリック以外のデリック つり上げ荷重50トン以上100トン未満)	クレーン等安全規則	第130条	
512	デリックの変更検査申請(ガイデリック及びスチフレグデリック以外のデリック つり上げ荷重20トン以上50トン未満)	クレーン等安全規則	第130条	
513	デリックの変更検査申請(ガイデリック及びスチフレグデリック以外のデリック つり上げ荷重10トン以上20トン未満)	クレーン等安全規則	第130条	
514	デリックの変更検査申請(ガイデリック及びスチフレグデリック以外のデリック つり上げ荷重5トン以上10トン未満)	クレーン等安全規則	第130条	
515	デリックの変更検査申請(ガイデリック及びスチフレグデリック以外のデリック つり上げ荷重5トン未満)	クレーン等安全規則	第130条	
516	デリックの使用休止報告	クレーン等安全規則	第133条	
517	デリックの使用再開検査申請(ガイデリック及びスチフレグデリック つり上げ荷重1000トン以	クレーン等安全規則	第134条	
518	デリックの使用再開検査申請(ガイデリック及びスチフレグデリック つり上げ荷重500トン以上1000トン未満)	クレーン等安全規則	第134条	
519	デリックの使用再開検査申請(ガイデリック及びスチフレグデリック つり上げ荷重200トン以上500トン未満)	クレーン等安全規則	第134条	
520	デリックの使用再開検査申請(ガイデリック及びスチフレグデリック つり上げ荷重100トン以上200トン未満)	クレーン等安全規則	第134条	
521	デリックの使用再開検査申請(ガイデリック及びスチフレグデリック つり上げ荷重50トン以上100トン未満)	クレーン等安全規則	第134条	
522	デリックの使用再開検査申請(ガイデリック及びスチフレグデリック つり上げ荷重20トン以上50トン未満)	クレーン等安全規則	第134条	
523	デリックの使用再開検査申請(ガイデリック及びスチフレグデリック つり上げ荷重10トン以上20トン未満)	クレーン等安全規則	第134条	
524	デリックの使用再開検査申請(ガイデリック及びスチフレグデリック つり上げ荷重5トン以上10トン未満)	クレーン等安全規則	第134条	
525	デリックの使用再開検査申請(ガイデリック及びスチフレグデリック つり上げ荷重5トン未満)	クレーン等安全規則	第134条	
526	デリックの使用再開検査申請(ガイデリック及びスチフレグデリック以外のデリック つり上げ荷重200トン以上)	クレーン等安全規則	第134条	
527	デリックの使用再開検査申請(ガイデリック及びスチフレグデリック以外のデリック つり上げ荷重100トン以上200トン未満)	クレーン等安全規則	第134条	
528	デリックの使用再開検査申請(ガイデリック及びスチフレグデリック以外のデリック つり上げ荷重50トン以上100トン未満)	クレーン等安全規則	第134条	
529	デリックの使用再開検査申請(ガイデリック及びスチフレグデリック以外のデリック つり上げ荷重20トン以上50トン未満)	クレーン等安全規則	第134条	

電子申請が可能な労働安全衛生法等の手続一覧

令和6年1月現在

電子申請で手続する場合、e-Gov電子申請システムを開き、キーワードに「手続名」を入力して検索してください。

e-Gov電子申請システムURL : <http://shinsei.e-gov.go.jp/search/servlet/Procedure?CLASSNAME=GTAMSTSEARCH>

No	手続名	法令	条項	備考
530	デリックの使用再開検査申請(ガイデリック及びスチフレグデリック以外のデリック つり上げ荷重10トン以上20トン未満)	クレーン等安全規則	第134条	
531	デリックの使用再開検査申請(ガイデリック及びスチフレグデリック以外のデリック つり上げ荷重5トン以上10トン未満)	クレーン等安全規則	第134条	
532	デリックの使用再開検査申請(ガイデリック及びスチフレグデリック以外のデリック つり上げ荷重5トン未満)	クレーン等安全規則	第134条	
533	デリック検査証の返還	クレーン等安全規則	第137条	
534	エレベーターの製造許可申請	クレーン等安全規則	第138条	
535	エレベーターの製造許可に係る変更報告	クレーン等安全規則	第139条	
536	エレベーターの設置届	クレーン等安全規則	第140条	
537	エレベーターの落成検査申請(積載荷重2トン以上)	クレーン等安全規則	第141条	
538	エレベーターの落成検査申請(積載荷重2トン未満)	クレーン等安全規則	第141条	
539	エレベーター検査証の再交付申請	クレーン等安全規則	第143条第2項	
540	エレベーター検査証の書替え申請	クレーン等安全規則	第143条第3項	
541	エレベーターの設置報告	クレーン等安全規則	第145条	
542	エレベーターの性能検査申請(積載荷重2トン以上)	クレーン等安全規則	第160条	
543	エレベーターの性能検査申請(積載荷重2トン未満)	クレーン等安全規則	第160条	
544	エレベーターの変更届	クレーン等安全規則	第163条	
545	エレベーターの変更検査申請(積載荷重2トン以上)	クレーン等安全規則	第164条	
546	エレベーターの変更検査申請(積載荷重2トン未満)	クレーン等安全規則	第164条	
547	エレベーターの使用休止報告	クレーン等安全規則	第167条	
548	エレベーターの使用再開検査申請(積載荷重2トン以上)	クレーン等安全規則	第168条	
549	エレベーターの使用再開検査申請(積載荷重2トン未満)	クレーン等安全規則	第168条	
550	エレベーター検査証の返還	クレーン等安全規則	第171条	
551	建設用リフトの製造許可申請	クレーン等安全規則	第172条	
552	建設用リフトの製造許可に係る変更報告	クレーン等安全規則	第173条	
553	建設用リフトの設置届	クレーン等安全規則	第174条	
554	建設用リフトの落成検査申請(ガイドレール(昇降路を有するもの)にあつては、昇降路の高さ50メートル以上)	クレーン等安全規則	第175条	
555	建設用リフトの落成検査申請(ガイドレール(昇降路を有するもの)にあつては、昇降路の高さ30メートル以上50メートル未満)	クレーン等安全規則	第175条	
556	建設用リフトの落成検査申請(ガイドレール(昇降路を有するもの)にあつては、昇降路の高さ30メートル未満)	クレーン等安全規則	第175条	
557	建設用リフト検査証の再交付申請	クレーン等安全規則	第177条第2項	
558	建設用リフト検査証の書替え申請	クレーン等安全規則	第177条第3項	
559	建設用リフトの変更届	クレーン等安全規則	第197条	
560	建設用リフトの変更検査申請(ガイドレール(昇降路を有するもの)にあつては、昇降路の高さ50メートル以上)	クレーン等安全規則	第198条	
561	建設用リフトの変更検査申請(ガイドレール(昇降路を有するもの)にあつては、昇降路の高さ30メートル以上50メートル未満)	クレーン等安全規則	第198条	
562	建設用リフトの変更検査申請(ガイドレール(昇降路を有するもの)にあつては、昇降路の高さ30メートル未満)	クレーン等安全規則	第198条	
563	建設用リフト検査証の返還	クレーン等安全規則	第201条	
564	簡易リフトの設置報告	クレーン等安全規則	第202条	
565	クレーン・デリック運転士免許の試験合格に係る新規交付申請	クレーン等安全規則	第223条	
566	クレーン・デリック運転士免許の試験免除に係る新規交付申請	クレーン等安全規則	第223条	
567	移動式クレーン運転士免許の試験合格に係る新規交付申請	クレーン等安全規則	第229条	
568	移動式クレーン運転士免許の試験免除に係る新規交付申請	クレーン等安全規則	第229条	

電子申請が可能な労働安全衛生法等の手続一覧

令和6年1月現在

電子申請で手続する場合、e-Gov電子申請システムを開き、キーワードに「手続名」を入力して検索してください。

e-Gov電子申請システムURL : <http://shinsei.e-gov.go.jp/search/servlet/Procedure?CLASSNAME=GTAMSTSEARCH>

No	手続名	法令	条項	備考
569	ゴンドラの製造許可申請	ゴンドラ安全規則	第2条	
570	ゴンドラの製造許可に係る変更報告	ゴンドラ安全規則	第3条	
571	ゴンドラの製造検査申請(人力)	ゴンドラ安全規則	第4条	
572	ゴンドラの製造検査申請(動力 積載荷重0.25トン以上)	ゴンドラ安全規則	第4条	
573	ゴンドラの製造検査申請(動力 積載荷重0.25トン未満)	ゴンドラ安全規則	第4条	
574	ゴンドラの使用検査申請(人力)	ゴンドラ安全規則	第6条	
575	ゴンドラの使用検査申請(動力 積載荷重0.25トン以上)	ゴンドラ安全規則	第6条	
576	ゴンドラの使用検査申請(動力 積載荷重0.25トン未満)	ゴンドラ安全規則	第6条	
577	ゴンドラ検査証の再交付申請	ゴンドラ安全規則	第8条第2項	
578	ゴンドラ検査証の書替え申請	ゴンドラ安全規則	第8条第3項	
579	ゴンドラの設置届	ゴンドラ安全規則	第10条	
580	ゴンドラの性能検査申請(人力)	ゴンドラ安全規則	第25条	
581	ゴンドラの性能検査申請(動力 積載荷重0.25トン以上)	ゴンドラ安全規則	第25条	
582	ゴンドラの性能検査申請(動力 積載荷重0.25トン未満)	ゴンドラ安全規則	第25条	
583	ゴンドラの変更届	ゴンドラ安全規則	第28条	
584	ゴンドラの変更検査申請(人力)	ゴンドラ安全規則	第29条	
585	ゴンドラの変更検査申請(動力 積載荷重0.25トン以上)	ゴンドラ安全規則	第29条	
586	ゴンドラの変更検査申請(動力 積載荷重0.25トン未満)	ゴンドラ安全規則	第29条	
587	ゴンドラの使用休止報告	ゴンドラ安全規則	第32条	
588	ゴンドラの使用再開検査申請(人力)	ゴンドラ安全規則	第33条	
589	ゴンドラの使用再開検査申請(動力 積載荷重0.25トン以上)	ゴンドラ安全規則	第33条	
590	ゴンドラの使用再開検査申請(動力 積載荷重0.25トン未満)	ゴンドラ安全規則	第33条	
591	ゴンドラ検査証の返還	ゴンドラ安全規則	第36条	
592	有機溶剤中毒予防規則一部適用除外認定申	有機溶剤中毒予防規則	第3条第1項	
593	有機溶剤中毒予防規則一部適用除外認定の	有機溶剤中毒予防規則	第4条第4項	公文書取得用
594	有機溶剤中毒予防規則一部適用除外認定を受けた業務に該当しなくなった旨の報告	有機溶剤中毒予防規則	第4条第3項	
595	局所排気装置等特例許可申請	有機溶剤中毒予防規則	第13条第2項	
596	局所排気装置等特例稼働許可申請	有機溶剤中毒予防規則	第18条の3第1項	
597	局所排気装置特例稼働許可の取消	有機溶剤中毒予防規則	第18条の3第6項	公文書取得用
598	有機溶剤等健康診断結果報告	有機溶剤中毒予防規則	第30条の3	産業医による電子署名が必要
599	有機溶剤等健康診断特例許可申請書等記載事項変更報告	有機溶剤中毒予防規則	第31条第4項	
600	鉛業務一部適用除外認定の取消	鉛中毒予防規則	第4条第4項	公文書取得用
601	鉛業務一部適用除外認定申請書記載事項変更報告	鉛中毒予防規則	第4条第3項	
602	鉛健康診断結果報告	鉛中毒予防規則	第55条	産業医による電子署名が必要
603	四アルキル鉛健康診断結果報告	四アルキル鉛中毒予防規則	第24条	産業医による電子署名が必要
604	特定化学物質障害予防規則一部適用除外認定の取消(公文書取得用)	特定化学物質障害予防規則	第6条第5項	公文書取得用
605	特定化学物質障害予防規則一部適用除外認定申請	特定化学物質障害予防規則	第6条第2項	
606	特定化学物質障害予防規則一部適用除外認定申請書記載事項変更報告	特定化学物質障害予防規則	第6条第4項	
607	特定化学物質健康診断結果報告	特定化学物質障害予防規則	第41条	産業医による電子署名が必要
608	黄りんマツチ、ベンジジン、ベンジジンを含む製剤その他の物の製造等の禁止の解除申	特定化学物質障害予防規則	第46条第1項	
609	特定化学物質製造許可証交付申請	特定化学物質障害予防規則	第49条第1項	
610	特定化学物質製造許可証再交付申請	特定化学物質障害予防規則	第49条第3項	
611	特別管理物質関係記録等の報告	特定化学物質障害予防規則	第53条	
612	高気圧業務健康診断結果報告	高気圧作業安全衛生規則	第40条	産業医による電子署名が必要
613	高圧室内作業主任者免許の試験合格に係る新規交付申請	高気圧作業安全衛生規則	第47条	
614	潜水士免許の試験合格に係る新規交付申請	高気圧作業安全衛生規則	第52条	
615	電離放射線事故診察の該当報告	電離放射線障害防止規則	第44条第2項	

電子申請が可能な労働安全衛生法等の手続一覧

令和6年1月現在

電子申請で手続する場合、e-Gov電子申請システムを開き、キーワードに「手続名」を入力して検索してください。

e-Gov電子申請システムURL : <http://shinsei.e-gov.go.jp/search/servlet/Procedure?CLASSNAME=GTAMSTSEARCH>

No	手続名	法令	条項	備考
616	エックス線作業主任者免許の試験合格に係る新規交付申請	電離放射線障害防止規則	第48条	
617	エックス線作業主任者免許の試験免除に係る新規交付申請	電離放射線障害防止規則	第48条	
618	ガンマ線透過写真撮影作業主任者免許の試験合格に係る新規交付申請	電離放射線障害防止規則	第52条の4	
619	ガンマ線透過写真撮影作業主任者免許の試験免除に係る新規交付申請	電離放射線障害防止規則	第52条の4	
620	電離放射線健康診断結果報告	電離放射線障害防止規則	第58条	産業医による電子署名が必要
621	透過写真撮影用ガンマ線照射装置による作業	電離放射線障害防止規則	第61条	
622	除染等電離放射線健康診断結果報告書	東日本大震災により生じた放射性物質により汚染された土壌等を除染するための業務等に係る電離放射線障害防	第24条	産業医による電子署名が必要
623	粉じん作業非該当認定の取消	粉じん障害防止規則	第2条第6項	公文書取得用
624	粉じん障害防止規則一部適用除外申請書記載事項変更報告	粉じん障害防止規則	第9条第4項	
625	粉じん障害防止規則一部適用除外認定の取消	粉じん障害防止規則	第9条第5項	公文書取得用
626	粉じん障害防止規則一部適用除外認定申請	粉じん障害防止規則	第9条第1項	
627	建築物解体等作業届	石綿障害予防規則	第5条	
628	石綿健康診断結果報告	石綿障害予防規則	第43条	産業医による電子署名が必要
629	製造等禁止石綿等製造・輸入・使用許可申請	石綿障害予防規則	第47条	
630	石綿関係記録等報告	石綿障害予防規則	第49条	
631	登録製造時等検査機関の業務規程届	労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令	第1条の6第1項	
632	登録製造時等検査機関の業務規程変更届	労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令	第1条の6第3項	
633	登録製造時等検査機関の業務休廃止届	労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令	第1条の7第1項	
634	登録製造時等検査機関の検査員選任届	労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令	第1条の8第2項	
635	登録製造時等検査機関の検査員解任届	労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令	第1条の8第1項	
636	登録製造時等検査機関の登録事項変更届	労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令	第1条の5の2	
637	登録性能検査機関の登録更新申請	労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令	第4条	
638	登録性能検査機関の登録事項変更届	労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令	第5条の2	
639	登録性能検査機関の業務規程届	労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令	第6条第1項	
640	登録性能検査機関の業務規程変更届	労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令	第6条第3項	
641	登録性能検査機関の業務休廃止届	労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令	第7条	
642	登録性能検査機関の検査員選任届	労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令	第8条第1項	
643	登録性能検査機関の検査員解任届	労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令	第8条第2項	
644	性能検査結果報告	労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令	第9条	
645	性能検査結果報告(移動式クレーン及びゴンドラに限る)	労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令	第9条	
646	登録個別検定機関の登録事項変更届	労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令	第14条の2	
647	登録個別検定機関の業務規程届	労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令	第15条第1項	
648	登録個別検定機関の業務規程変更届	労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令	第15条第3項	
649	登録個別検定機関の業務休廃止届	労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令	第16条第1項	
650	登録個別検定機関の検定員選任届	労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令	第17条第1項	
651	登録個別検定機関の検定員解任届	労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令	第17条第2項	
652	検査業者の登録申請(事務所が2以上の都道府県労働局の管轄区域にわたらない場合)	労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令	第19条の14	
653	検査業者の登録申請(事務所が2以上の都道府県労働局の管轄区域にわたる場合)	労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令	第19条の14	

電子申請が可能な労働安全衛生法等の手続一覧

令和6年1月現在

電子申請で手続する場合、e-Gov電子申請システムを開き、キーワードに「手続名」を入力して検索してください。

e-Gov電子申請システムURL : <http://shinsei.e-gov.go.jp/search/servlet/Procedure?CLASSNAME=GTAMSTSEARCH>

No	手続名	法令	条項	備考
654	大臣登録検査業者に係る検査業者の承継届及び登録事項変更等申請	労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令	第19条の23	
655	大臣登録検査業者の業務規程の変更報告	労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令	第19条の19	
656	大臣登録検査業者の登録事項(氏名若しくは名称又は住所)の変更申請	労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令	第19条の17第1項	
657	大臣登録検査業者の登録事項(代表者の氏名)の変更申請	労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令	第19条の17第2項	
658	大臣登録検査業者の登録事項(特定自主検査を行うことができる機械等の種類)の変更申請	労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令	第19条の17第3項	
659	大臣登録検査業者の特定自主検査実施状況報告	労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令	第19条の21	
660	大臣登録検査業者登録証の再交付申請	労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令	第19条の18	
661	大臣登録検査業者登録証の返納	労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令	第19条の24	
662	登録型式検定機関の業務規程届	労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令	第19条の7第1項	
663	登録型式検定機関の業務規程変更届	労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令	第19条の7第3項	
664	登録型式検定機関の業務休廃止届	労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令	第19条の8第1項	
665	登録型式検定機関の検定員選任届	労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令	第19条の9第1項	
666	登録型式検定機関の検定員解任届	労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令	第19条の9第2項	
667	登録型式検定機関の登録更新申請	労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令	第19条の5	
668	都道府県労働局長検査業者に係る検査業者の承継届及び登録事項変更等申請	労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令	第19条の23	
669	都道府県労働局長登録検査業者の業務規程の変更報告	労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令	第19条の19	
670	都道府県労働局長登録検査業者の登録事項(氏名若しくは名称又は住所)の変更申請	労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令	第19条の17第1項	
671	都道府県労働局長登録検査業者の登録事項(代表者の氏名)の変更申請	労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令	第19条の17第2項	
672	都道府県労働局長登録検査業者の登録事項(特定自主検査を行うことができる機械等の種類)の変更申請	労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令	第19条の17第3項	
673	都道府県労働局長登録検査業者の特定自主検査実施状況報告	労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令	第19条の21	
674	都道府県労働局長登録検査業者登録証の再交付申請	労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令	第19条の18	
675	都道府県労働局長登録検査業者登録証の返納	労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令	第19条の24	
676	労働安全衛生法による免許の指定試験機関の試験事務を行う事務所の新設又は廃止届	労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令	第19条の27第2項	
677	労働安全衛生法による免許の指定試験機関の試験事務規程の認可申請	労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令	第19条の31	
678	労働安全衛生法による免許の指定試験機関の試験事務規程の変更認可申請	労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令	第19条の33	
679	労働安全衛生法による免許の指定試験機関の名称等変更届	労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令	第19条の27第1項	
680	労働安全衛生法による免許の指定試験機関の免許試験員の解任届	労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令	第19条の30第2項	
681	労働安全衛生法による免許の指定試験機関の免許試験員の氏名等変更届	労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令	第19条の30第2項	
682	労働安全衛生法による免許の指定試験機関の免許試験員の選任届	労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令	第19条の30第1項	
683	労働安全衛生法による免許の指定試験機関の役員の選任及び解任認可申請	労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令	第19条の28	
684	労働安全衛生法による免許の試験事務の休廃止許可申請	労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令	第19条の36	
685	登録教習機関の登録申請	労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令	第21条	
686	登録教習機関の登録更新申請	労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令	第22条	
687	登録教習機関の登録事項変更届	労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令	第22条の2	

電子申請が可能な労働安全衛生法等の手続一覧

令和6年1月現在

電子申請で手続する場合、e-Gov電子申請システムを開き、キーワードに「手続名」を入力して検索してください。

e-Gov電子申請システムURL : <http://shinsei.e-gov.go.jp/search/servlet/Procedure?CLASSNAME=GTAMSTSEARCH>

No	手続名	法令	条項	備考
688	登録教習機関の業務規程届	労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令	第23条第1項	
689	登録教習機関の業務規程変更届	労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令	第23条第3項	
690	登録教習機関の業務休廃止届	労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令	第23条の2	
691	登録教習機関の業務の引継等	労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令	第25条の2	
692	指定コンサルタント試験機関の試験事務所を行う事務所の新設又は廃止届	労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令	第28条第2項	
693	指定コンサルタント試験機関の名称等変更届	労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令	第28条第1項	
694	指定コンサルタント試験機関の役員の選任及び解任認可申請	労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令	第29条	
695	指定コンサルタント試験機関のコンサルタント試験員の解任届	労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令	第31条第2項	
696	指定コンサルタント試験機関のコンサルタント試験員の氏名等変更届	労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令	第31条第2項	
697	指定コンサルタント試験機関のコンサルタント試験員の選任届	労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令	第31条第1項	
698	指定コンサルタント試験機関の試験事務規程の認可申請	労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令	第32条	
699	指定コンサルタント試験機関の試験事務規程の変更認可申請	労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令	第34条	
700	指定コンサルタント試験機関のコンサルタント試験の結果報告	労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令	第35条	
701	指定コンサルタント試験機関の試験事務の休廃止許可申請	労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令	第36条	
702	指定登録機関(労働安全コンサルタント及び労働衛生コンサルタントの指定登録機関)の登録事務を行う事務所の新設又は廃止届	労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令	第40条	
703	指定登録機関(労働安全コンサルタント及び労働衛生コンサルタントの指定登録機関)の名称等変更届	労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令	第40条	
704	指定登録機関(労働安全コンサルタント及び労働衛生コンサルタントの指定登録機関)の役員の選任及び解任認可申請	労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令	第41条	
705	指定登録機関(労働安全コンサルタント及び労働衛生コンサルタントの指定登録機関)の登録事務規程の認可申請	労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令	第44条	
706	指定登録機関(労働安全コンサルタント及び労働衛生コンサルタントの指定登録機関)の登録事務規程の変更認可申請	労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令	第46条	
707	労働安全コンサルタント及び労働衛生コンサルタントの登録状況報告	労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令	第47条	
708	指定登録機関(労働安全コンサルタント及び労働衛生コンサルタントの指定登録機関)の不正登録者の報告	労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令	第48条	
709	指定登録機関(労働安全コンサルタント及び労働衛生コンサルタントの指定登録機関)の登録事務の休廃止許可申請	労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令	第50条	
710	労働安全コンサルタント又は労働衛生コンサルタントの登録証の返納	労働安全コンサルタント及び労働衛生コンサルタント則	第20条の2	
711	作業環境測定士の資格認定申請	作業環境測定法	第5条	
712	作業環境測定士の登録の取消	作業環境測定法	第12条第1項	公文書取得用
713	作業環境測定士の登録の取消等命令	作業環境測定法	第12条第2項	公文書取得用
714	作業環境測定士の合格の取消又は受験禁止	作業環境測定法	第17条	公文書取得用
715	作業環境測定機関登録申請(厚生労働大臣あて)	作業環境測定法	第33条	
716	作業環境測定機関登録申請(労働局長あて)	作業環境測定法	第33条	
717	作業環境測定機関登録申請(労働局長あて)(平成18年4月1日以後に第一種作業環境測定士の登録を受けた者)	作業環境測定法	第33条	
718	作業環境測定機関登録申請(労働局長あて)(平成18年4月1日前に第一種作業環境測定士の登録を受けた者)	作業環境測定法	第33条	
719	厚生労働大臣による業務規程変更命令(公文書取得用)	作業環境測定法	第34条の2第2項	公文書取得用
720	作業環境測定機関の事業報告(厚生労働大臣あて)	作業環境測定法	第34条第1項	

電子申請が可能な労働安全衛生法等の手続一覧

令和6年1月現在

電子申請で手続する場合、e-Gov電子申請システムを開き、キーワードに「手続名」を入力して検索してください。

e-Gov電子申請システムURL: <http://shinsei.e-gov.go.jp/search/servlet/Procedure?CLASSNAME=GTAMSTSEARCH>

No	手続名	法令	条項	備考
721	作業環境測定機関の事業報告(労働局長あ	作業環境測定法	第34条第1項	
722	作業環境測定機関業務規定届	作業環境測定法	第34条の2	
723	作業環境測定機関業務規定変更届	作業環境測定法	第34条の2	
724	作業環境測定機関承継届及び登録証書換申請(厚生労働大臣あて)	作業環境測定法	第34条	
725	作業環境測定機関承継届及び登録証書換申請(労働局長あて)	作業環境測定法	第34条	
726	作業環境測定機関名簿の閲覧	作業環境測定法	第34条第2項	
727	作業環境測定機関名簿の閲覧(厚生労働大臣	作業環境測定法	第34条第2項	
728	都道府県労働局長による業務規程変更命令	作業環境測定法	第34条の2第2項	公文書取得用
729	厚生労働大臣による作業環境測定機関の登録の取消	作業環境測定法	第35条の3第1項	公文書取得用
730	厚生労働大臣による作業環境測定機関の登録取消又は業務停止命令	作業環境測定法	第35条の3第2項	公文書取得用
731	作業環境測定機関業務の休廃止届	作業環境測定法	第35条の2	
732	作業環境測定機関業務休廃止届	作業環境測定法	第35条の2	
733	都道府県労働局長による作業環境測定機関の登録の取消	作業環境測定法	第35条の3第1項	公文書取得用
734	都道府県労働局長による作業環境測定機関の登録取消又は業務停止命令	作業環境測定法	第35条の3第2項	公文書取得用
735	厚生労働大臣による報告又は出頭命令(事業者あて)	作業環境測定法	第42条第1項	公文書取得用
736	厚生労働大臣による報告命令(作業環境測定機関あて)	作業環境測定法	第42条第2項	公文書取得用
737	厚生労働大臣の報告命令に基づく報告(作業環境測定機関報告用)	作業環境測定法	第42条第2項	
738	厚生労働大臣の報告命令に基づく報告(事業者報告用)	作業環境測定法	第42条第1項	
739	都道府県労働局長による報告又は出頭命令(事業者あて)	作業環境測定法	第42条第1項	公文書取得用
740	都道府県労働局長の報告命令に基づく報告(事業者報告用)	作業環境測定法	第42条第1項	
741	労働基準監督署長又は労働基準監督官による報告又は出頭命令(事業者あて)	作業環境測定法	第42条第1項	公文書取得用
742	労働基準監督署長又は労働基準監督官の報告命令に基づく報告(事業者報告用)	作業環境測定法	第42条第1項	
743	作業環境測定士に対する研修の指示	作業環境測定法	第44条第1項	公文書取得用
744	指定試験機関等の処分等に係る審査請求	作業環境測定法	第45条	
745	第二種作業環境測定士の資格に係る大学等の認定申請	作業環境測定法施行規則	第5条の2第1項	
746	試験結果報告	作業環境測定法施行規則	第40条	
747	登録講習機関指定申請(厚生労働大臣あて)	作業環境測定法施行規則	第44条	
748	登録講習機関登録更新申請(厚生労働大臣あ	作業環境測定法施行規則	第45条	
749	登録講習機関登録更新申請(労働局長あて)	作業環境測定法施行規則	第45条	
750	登録講習機関業務規程届(厚生労働大臣あ	作業環境測定法施行規則	第46条	
751	登録講習機関業務規程届(労働局長あて)	作業環境測定法施行規則	第46条	
752	登録講習機関業務規程認可申請(厚生労働大臣あて)	作業環境測定法施行規則	第46条	
753	登録講習機関業務規程認可申請(労働局長あ	作業環境測定法施行規則	第46条	
754	登録講習機関業務規程変更届(厚生労働大臣あて)	作業環境測定法施行規則	第48条	
755	登録講習機関業務規程変更届(労働局長あ	作業環境測定法施行規則	第48条	
756	登録講習機関業務規程変更認可申請(厚生労働大臣あて)	作業環境測定法施行規則	第48条	
757	登録講習機関業務規程変更認可申請(労働局長あて)	作業環境測定法施行規則	第48条	
758	講習、研修結果報告(厚生労働大臣あて)	作業環境測定法施行規則	第49条	
759	講習、研修結果報告(労働局長あて)	作業環境測定法施行規則	第49条	
760	登録講習機関の業務の引継等	作業環境測定法施行規則	第50条の2	
761	登録状況報告	作業環境測定法施行規則	第51条の6	
762	作業環境測定機関登録証書換申請-第56条の1-(厚生労働大臣あて)	作業環境測定法施行規則	第56条第1項	
763	作業環境測定機関登録証書換申請-第56条の1-(労働局長あて)	作業環境測定法施行規則	第56条第1項	
764	作業環境測定機関登録証書換申請-第56条の2-(厚生労働大臣あて)	作業環境測定法施行規則	第56条第2項	
765	作業環境測定機関登録証書換申請-第56条の2-(労働局長あて)	作業環境測定法施行規則	第56条第2項	

電子申請が可能な労働安全衛生法等の手続一覧

令和6年1月現在

電子申請で手続する場合、e-Gov電子申請システムを開き、キーワードに「手続名」を入力して検索してください。

e-Gov電子申請システムURL：<http://shinsei.e-gov.go.jp/search/servlet/Procedure?CLASSNAME=GTAMSTSEARCH>

No	手続名	法令	条項	備考
766	作業環境測定機関登録証再交付申請(厚生労働大臣あて)	作業環境測定法施行規則	第57条	
767	作業環境測定機関登録証再交付申請(労働局長あて)	作業環境測定法施行規則	第57条	
768	作業環境測定特例許可の取消	作業環境測定基準	第2条・第10条第5項・第13条第5項	公文書取得用
769	作業環境測定特例許可申請	作業環境測定基準	第2条第3項・第10条第3項・第13条第3項	
770	エックス線写真の検査提出命令(事業者法定申請及び労働者随時申請用)	じん肺法	第13条第3項・第15条第3項	公文書取得用
771	じん肺管理区分決定申請	じん肺法	第13条第2項	
772	都道府県労働局長の指定する物件提出	じん肺法	第13条第4項	
773	労働者の随時申請に係るじん肺管理区分決定申請	じん肺法	第15条第3項	
774	エックス線写真の検査提出命令(事業者随時申請用)	じん肺法	第16条第2項	公文書取得用
775	エックス線写真の検査提出命令(事業者命令申請用)	じん肺法	第16条の2第2項	公文書取得用
776	エックス線写真等の提出命令によるじん肺管理区分決定申請	じん肺法	第16条の2第1項	
777	事業者の随時申請に係るじん肺管理区分決定申請	じん肺法	第16条第2項	
778	都道府県労働局長によるじん肺健康診断結果の提出命令	じん肺法	第16条の2第1項	公文書取得用
779	じん肺管理区分決定に係る審査請求(厚生労働大臣あて 都道府県労働局長経由)	じん肺法	第18条第1項	
780	作業の転換指示	じん肺法	第21条第4項	公文書取得用
781	作業の転換通知届(作業転換合意報告書 様式8(2))	じん肺法	第21条第3項	
782	作業の転換通知届(作業転換実施通知書 様式6)	じん肺法	第21条第3項	
783	作業の転換通知届(作業転換実施通知書 様式7(2))	じん肺法	第21条第3項	
784	作業の転換通知届(作業転換実施報告書 様式9(2))	じん肺法	第21条第3項	
785	作業転換の推奨	じん肺法	第21条第1項	公文書取得用
786	都道府県労働局長によるじん肺に関する予防及び健康管理に関する報告命令	じん肺法	第44条	公文書取得用
787	労働基準監督署長によるじん肺に関する予防及び健康管理に関する報告命令	じん肺法	第44条	公文書取得用
788	都道府県労働局長による報告命令(公文書取得用)	炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法	第15条	公文書取得用
789	都道府県労働局長による報告命令(報告書等提出用)	炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法	第15条	
790	労働基準監督署長による報告命令(公文書取得用)	炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法	第15条	公文書取得用
791	労働基準監督署長による報告命令(報告書等提出用)	炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法	第15条	
792	じん肺の予防及び健康管理の実施状況報告(労働基準監督署長あて)	じん肺法施行規則	第37条第2項	
793	じん肺の予防及び健康管理の実施状況報告(労働局長あて)	じん肺法施行規則	第37条第2項	
794	じん肺健康管理実施状況報告	じん肺法施行規則	第37条第1項	産業医による電子署名が必要
795	一酸化炭素中毒症健康診断等結果報告	炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法施行規則	第12条第1項	産業医による電子署名が必要
796	指導勧奨による特殊健康診断結果報告	通達		産業医による電子署名が必要